

第3回阿蘇市議会会議録

- 1.平成28年9月1日 午前10時00分 招集
- 2.平成28年9月15日 午前10時00分 開議
- 3.平成28年9月15日 午後4時52分 閉会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教 育 長	阿南誠一郎	総務部長 選挙管理委員会事務局長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	市原巧
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
財政課長	宮崎隆	教育課長	日田勝也
税務課長	藤井栄治	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	秦美保子	住環境課長	古閑政則
人権啓発課長	下村裕二	まちづくり課長	佐伯寛文
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
--------	------	---------	------

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣言

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。いよいよ最終日になりましたが、本日一日、よろしく願いいたします。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藏原博敏君） 日程第1「一般質問」を行います。

昨日も申し上げましたが、一般質問の所要時間が 45 分と定められております。従いまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問、執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営と活性化にご協力をよろしくお願いいたします。

これより、順次一般質問を許します。

9 番、河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） おはようございます。9 番議員、河崎でございます。本日、1 番ということで、やや緊張もしておりますけれども、よろしくお願いいたします。

それと、昨日から本会議で質問のところも重なる部分もあると思っておりますけれども、どうかお許しをいただきまして、丁寧に答えていただきたいと思います。

まず、総務のほうにお尋ねいたしますけれども、震災といろいろな課題というタイトルでございますけれども、熊本地震発生から 5 カ月になりました。まだまだ余震が続き、不安な日々です。被災支援は、激甚災害指定、非常災害指定など、新たな国庫制度や要件の緩和で査定も始まり、復旧も進み出しました。そういうことで、生活再建でございますけれども、

先ほど言いましたけれども、委員会あたりでも答えが出ていると思いますけれども、よろしくお願いたします。

生活再建で罹災証明 2,120 件の中で、公平公正な厳格な審査が行われていると思いますが、判定が不満で 2 次調査の依頼は阿蘇市で何件あったのかをお尋ねします。

それと、仮設入居者の要望もいろいろ住環境課から説明を受けておりますけれども、仮設入居者から私にもいろいろ要望を聞いております。そういう中で、管理費の活用となっておりますけれども、ぜひ管理費の活用をもって入居者の思いに答えていただきたいと思います。

災害廃棄物の受入れの問題についても、9 月末となっておりますけれども、12 月までぐら必要じゃなかろうかという答えもいただいております。

そこで、道路のインフラ整備というタイトルですけれども、国道 57 号線の早期の復旧と新たな北側ルート、トンネルルートの整備で同時進行と、我々議会も国交省から正式な要望活動で同時進行と計画を聞いております。また、北側ルート、トンネルルートについても、地元説明会に参加し、安全な道路の国交省の復旧計画の難しさも理解できます。そういう中ですけれども、住民から 57 号の立野早期仮復旧とか、ミルクロードの安全対策、渋滞緩和、冬期凍結等、運転マナーの向上とかですね、住民から毎日のように多く私たちは声を聞きます。私たち、行政もそうですけれども、最重要課題と位置づけておられると思います。

そこで、住民説明会を兼ねた要請集会なるものを立野あたりを含め広域的でも開催はいかがでしょうか。これをお願いいたします。

それと、JR 豊肥線の代替バスのことですけれども、昨日も JR の責務とお聞きいたしました。全くそうだろうと思っております。しかし、国・県あたりの財政支援を求めて昨日もいろいろ要望があっておりましたけれども、更に利便性の向上あたりに努めていただきたいと思います。

それと、民家の擁壁崩壊や宅地の陥没の復旧をとっておりますけれども、熊日新聞のトップに民家の擁壁崩壊や宅地陥没あたりに復旧費の補助をという見出しで載っておりますけれども、阿蘇市も尾ヶ石地区とか、古城地区にこういう場所を私も見受けられます。ぜひこのようなことが補助対象になって、災害復旧になるといいなと思っておりますので、このことについてもお尋ねいたします。

本来なら住環境課とか市民課に尋ねるべきですけれども、総務課長に時間がある限り、対策本部ということで総務課長のほうにお聞きいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） おはようございます。

災害対策本部ということでご指名を受けましたので、私として回答させていただきたいと思っております。

これまで開催を行いました全員協議会でありますとか、審議の中で重複する部分あるかと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうに確認していただきたいと思っております。

それでは、まず質問いただきました 1 点目について回答させていただきます。

1 点目のご質問、住宅の 2 次調査の依頼件数は何件なのか。これに関しましては、実際 1

次の被害調査終了後に申し立てがあった件数が 311 件です。そのうちに、実際に 2 次調査に入った件数 44 件、率といたしまして 14%になります。残りの 267 件につきましては、1 次の被害調査後に家の中をもうちょっと見てほしいとか、余震によってちょっとまた傾きが変わったとか、そういったことがありまして、1 次調査の延長ということでやっております。

2 点目のご質問、仮設住宅入居者の要望等、どういった形で把握して活かしていくのか。これにつきましては、今回の 9 月議会の補正予算のほうでもあったかと思えます。今議会におきまして、地域支え合いセンター事業の委託料ということで 1,400 万円可決をいただきました。仮設住宅、みなし仮設住宅等への訪問も含めまして、被災された方々の情報交換を進めて、次の生活再建に向けて要望等を把握しながら対応していきたいと、そういうふうと考えております。

3 点目のご質問、地震によりまして発生しました廃棄物処理関係、これにつきましても 4 月 19 日以降、段階的に準備が整ったところから開設を始めてまいりました。最大で 5 カ所設置をしてきました。今後の予定としましては、9 月末をもちまして一般の家庭からの災害が来き、災害廃棄物、9 月末をもって一応閉めさせていただきます。その後、10 月以降につきましては、後期解体により発生したごみを受け入れながら、片一方では搬出作業を進めながら、順次縮小を図っていく方向でおります。これにつきましては、状況を見ながらとなってきましたけれども、いつまでもずるずる延ばしますと、昨日も財政課長のほうから 30 億円という話がありました。1 日何十万円単位でどんどん増えていきます。今後の財政状況等を考える上では、できるだけ早い時期に収束閉鎖を行った上で、次のステップにかかっていきたいと、そういうふうと考えております。

4 点目、住民運動についてのご質問がありました。現在、行政、また市議会議員、議長をはじめ要望活動を行っていただいております。ただ、そういった行政でありますとか、議会のみが要望活動を行うのではなくて、やはり市民の総意、民意としてこういった住民参加型の取り組みがなされること、非常に意義のあることだと思っております。ぜひ民意として、行政、議会とは別に、民意としてどんどんやって声を届けていただきたい、それも大きな私たちの後押しになってくるんじゃないかなと、そういうふうを考えます。10 月 4 日以降、来月ですけれども、市政報告会を開催するようにはいたしております。多くの住民の方々、市民の方々来ていただきまして、熊本県の振興局、土木部長、また農林部長も来ますので、実際の声、現場の生の声、行政を介すんじゃなくて直接訴えていただきたい、そういうふうを考えます。

5 番目、代替えバスの支援、何とかできないか。これは、昨日も答弁がっております。繰り返しになりますけれども、あくまでも被災した JR 豊肥本線の代替えバス、それが大前提になってきております。市としての補助、財政については考えておりません。JR の責任、公共交通を運営する JR の責任として対応していただきたい、そういったスタンスでおります。

宅地の陥没関係、熊日新聞に掲載がされておりました。あの記事を見るかぎり、あたかも補助制度ができた、そういうふう勘違いされますが、あれを読む限りそういった制度に向

けて現在制度設計中ですということです。国のほうも平成 29 年度のそういった補助制度の獲得に向けて現在動いている、そういった現在の状況になっております。

非常にわかりづらい説明になったかと思いますが、詳細につきましてはまた担当課のほうに直接ご質問をいただきますと詳しい情報が入ってくるかと思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 担当のほうに詳しくは尋ねていきたいと思いますが、一番最後に言われました民家の擁壁崩壊ですね、このことについては、ぜひ阿蘇市のほうでも尾ヶ石地区とか古城地区でも対象地区、対象道路があるようがございますので、ぜひ強く市長をはじめ運動をしていただきたいと思います。

続きまして、農政課のほうに入りますけれども、農地の災害復旧の農家の負担軽減ということは、議員さんもみんな同じ思いだろうと思っております。ぜひ、いろいろ国・県に要望して、負担の軽減が軽くなるようにしていただきたいと思います。この受け付けのとき、土地所有者の方々、高齢の方々、90 人近くの人が見えておられました。田んぼ、小作する人も来られておりましたけれども、土地の所有者は高齢で、もう俺はせんでいいと、そういう負債なんかしたら大変だと、そういう高齢者の思いもありますので、農地集積とか言葉がありますけれども、ぜひそういう担い手対策も位置づけて農家の負担軽減を図っていただきたいと思います。

それに伴いまして、リース事業というのをやっておりますけれども、阿蘇市のリース事業は今予算が 1,000 万円ですけれども、現在のところ 50%ぐらいの消化率になっております。使い勝手が、平成 24 年の災害のときと違って非常に使い勝手が悪いと思います。せめて南阿蘇が取り入れている査定に漏れた 40 万円以下は、南阿蘇の場合、30 万円までは負担するという南阿蘇独自の事業を展開しております。そういうことで、ぜひ南阿蘇並みのリース事業あたりができるといいなと思っておりますので、このことについてもお尋ねをいたします。

それと、私も長年農業をしておりますけれども、初めて聞いた言葉ですけれども、農地の災害復旧で限度額というのがあるそうです。限度額について、本当に委員会でも言いましたけれども、自分の田んぼが自分の土地に落ちているのはもうあきらめがつきます。しかし、自分の畑あたりの石垣が他人の土地に迷惑掛けて、どうすることもできない、歯がゆい思いの人がおられるわけですね。そういう人も平成 24 年度については行政が対応してくれたと。災害復旧はですね、やっぱり 1 割は農家が負担するのが全国的な常識かもしれませんが、制度かもしれませんが、平成 24 年度が同じ災害でそういう手厚い保護がされております。今回はそういうことが今のところはありませんので、このあたりもぜひそういう地域のコミュニティあたりを考えて、隣近所助け合いとか、支え合いとかいいますけれども、それで感情論にもなっておりますので、そこら辺のところも汲み入れて限度額の支援の増額あたりをお願いいたします。

今、言った 3 つを農政課長にお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） お答えします。

まず1点目につきましては、農家の負担軽減ということでございます。それにつきましては、昨日も述べさせていただきました。通常の国の補助のメニューに従ってやっていきますけれども、激甚での率がかなり上がるということで、そういう努力をまず市としてはやりたいということと、引き続きやはり国・県に対して要望をやっていくということで考えております。

それから、次にリース事業のことでございます。市議が言われる南阿蘇につきましては、40万円以下については個人負担が3万円と、残りはある程度村のほうで見るということでされておりますが、阿蘇市にしましても当然のごとく40万円以下についてはリース事業でやっております。やっぱり阿蘇市の場合は4年前にやったという経緯がございます。それをそういう方向で行くということで今回もさせていただきましたので、今年南阿蘇村がこういう形でやったから、うちもそれにとすることは、やはり方針は変えていきたくないということとさせていただきます。

それから、もう一つの限度額でございます。限度額については、今回、もう限度額オーバーで苦慮されている方が、ちょっと調べてみましたが20件ほどございます。例で言いますと300万円程度かかるのに補助対象が150万円ぐらいにしかない、残りは対象外ということで、その20カ所につきましては農家に意向を聞きながら、そういう場合には断念されてリース事業で対応するという方もおられますし、そのまま市にお願いしてやっていきたいという方もおられます。これについては、制度上の話ですので、それを市が見るということは非常に不可能でございます。それは農家の方にご理解をいただきながら、リース事業でやはりお願いをできる分はしていただきたいと。

それと、その石垣とかが下に落ちて下の階に迷惑を掛けているという部分もいろいろあります。それは、やはりもちろん個人間の中で対応していただいて、下の田んぼに影響があればリース事業を使ってでもどけるとかですね、いろんな部分については対応したいと思っておりますので、なるべく農家の方が苦慮されないような形での支援はしていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 課長が今説明された3つのことについては、よく理解をいたしますけれども、いずれにしても農家から見れば平成24年度は対応したと、簡単に言うのですよ、今回は対応しないと。そういうことで、私たち議員にも厳しい意見、要望がっておりますので、何とか、今のを一步前進のような形でも、リース事業はそうですけれども、限度額の問題についても、ぜひ今よりも一步でも対応ができるといいなと思っておりますので、そういう新たな制度の要求あたりも必要ですけれども、ぜひ平成24年は全部対応したと、今回は対応しないと。なかなか農家も理解しません。私も理解しません。そういうことで、強く負担が減るようにお願いをいたしまして、質問は終わりたいと思っておりますが、何か課長からあれば言っていただきたいと思っております。要するに強く求めて、負担軽減がなされるようにお願いをいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 十分ご意見はいただいております。やっぱりどうしても4年前の水害の件で、農家の方が災害復旧はすべて市がしていただくというような意識があります。しかし、今回の地震は少し若干違うと思います。4年前はよそからの土は入り込んで一部集中してやられました。今回は、観光、商工、企業の方もすべてやられているということで、農業だけを全部を見るというのは、住民からのご理解もいただけないと思います。やはりそもそもの災害復旧のあり方は、農家の方にはご理解いただきたいということで判断しましたので、それ以上のことで、リース事業で対応できる分は、ちゃんと今回刈り取り後にもそういう方々がおられますので、そういう方々も継続してやるということで、柔軟に対応はしていきたいと思います。

それと、先ほど申しましたように国・県に要望は常時やっていきたいと思います。

それから、先ほどの限度額についても、国の制度自体で無理かもしれませんが、やはりこういう現場があるんですよということで訴えていきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 課長、くどいようですけれども、ぜひよろしく願いいたしまして、農政課長に対する質問は終わりたいと思います。

次に、まちづくり課のほうに入りますけれども、今、本山課長から農業ばかりが、極端に言えば手厚い保護があるということでございますけれども、今回のグループ事業については75%の本当に国あたりも要望し、商工関係にも対応してもらったんじゃないかならうかと思っています。そういうグループ補助金事業について、商工会とは県あたりの説明を再三市役所の職員の方々と一緒に何度も聞きにしております。商工会の方々とも一緒に勉強しておりますけれども、阿蘇市でまちづくり課が把握しているグループ数は幾つありますか。それで、グループに参加の各事業者は何社ぐらいあるのかを、まずはお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃいますように、今回、東日本大震災の際に創設されましたグループ補助金でございますけれども、熊本地震に対応ということで、今回、国、それから県が制度化された事業でございます。阿蘇市管内の認定グループ数ということで、9月1日の全員協議会のほうでもお示しをいたしております。5グループの55事業所でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 阿蘇市が5グループですね。その中で私も各社手を挙げている人をよく知っておりますけれども、一番心配するのが、その前に商工会の方々、観光課も、まちづくり課も、職員の方々も県の事業といっても窓口でいい相談には乗られて感謝をしております。そういうことを受けて、1次公募の後期分として上がっていると思います。この認定通知が9月下旬になっているわけですね、この新聞の報道によると。阿蘇市が最終的に申し込んでいる、手を挙げているのが1次締め切りの後期分として認定通知が9月下旬になって

おります。それを受けて、2次公募が始まっておりますけれども、2次公募の締め切りが9月30日ですね、締め切りとそれが重なるような感じがいたします。そこで、後期に通らなかった、認定されなかった人が再度手を挙げるとき、時間がないなと思っております。市の職員の方々も一生懸命アドバイスはされても、なかなか事業主の人が理解できない点があるような感じもいたします。そういうところを含めてですね、私から見れば一般行政書士あたりに相談しなさいという提言もいいんじゃないかならうかと思っております。要は、9月下旬認定の通知で、9月30日締め切りにおられるとすれば、この人たちに手厚い指導を民間の力を借りてでもしていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。

熊日のほうに先週の土曜日、議員もお持ちですが、非常にわかりやすい制度内容が書かれてございます。1次公募については、6月20日から、もう現在終わっております。2次公募が議員がおっしゃるように8月29日から、1次締め切りということで9月30日まででございます。これの復興事業計画の認定についてはそれぞれ定められておまして、これについては県のグループ補助金事業の実施要綱に則った記述になっておりますので、これについては若干こう差違がございますけれども、要綱・要領に則った形で示されているものでございます。

それから、現在の被災された事業所さんに対しまして、グループ、どこのグループにも属さない事業所さんに対しまして周知あたりも引き続きやってございますけれども、まだまだグループの部分が予定されておりますので。それから、2次公募から要件もかなり緩和されておりますので、引き続き商工会と連携しながらサポート体制を強化してまいりたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） ぜひ、そういうフォロー、サポート体制を整えていただきたいと思っております。

それと、もう課長たちはわかっていると思っておりますけれども、阿蘇市にいます会社の名前を言いますけれども、NOKとか、熊本シーラとか、河津工業とか、ああいうところにも、出来から対応できるというなと思っております。私はあと一歩だろうと思っております。そういうところで、県あたりにも制度を伺うことも必要ですけれども、ぜひ行政からも審査に通るようにお願いをしていただきたいと思っております。

これで、佐伯課長に対する質問は終わりますけれども、更にフォローアップ体制をよろしく願います。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。20公募から、先ほど申し上げましたように要件がかなり緩和されております。これまで中小企業を対象にということでございましたけれども、みなし大企業、先ほどおっしゃった法人にいたっては、みなし大企業ということで定義が定められております。そういったことで、事業対象になりますけ

れども、要件といたしまして大企業からの支援等ができない場合に限って補助対象になるということでございますので、私どもの要綱・要領に沿った形で現在動いております。それにそぐわない分については、また県・国とご相談しながら、少しでも前向きな部分で救済ができるように協議を図ってまいりたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 佐伯課長、もう結構です。ぜひ、よろしく願いをいたしておきます。

続きまして、教育関係ですけれども、阿蘇中学校前の県道149号の信号機の設置ですけれども、これについても新年度当初からも教育長並びに教育部長あたりも、市長さんもそうかと思っておりますけれども、警察のほうに新たな新年度になってからもお願いに行っております。しかし私たちが開校前からやっぱり黒川地区あたりからも安全な通学路の確保ということで阿蘇中学校ができる前から要望活動をしておりました。そういう関係で、平成28年度も先ほど言いましたように強い要望活動をしておりますけれども、聞くところによると県下でも被災した信号機が多いと聞いております。阿蘇中学校前の信号機の設置の見通しについて教育部長にお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件についてお答えをします。

震災後の進捗状況ということでございますが、阿蘇警察署交通課のほうに確認をいたしましたところ、信号機設置に係る調査設計については、現在すべて完了しておるということでした。現在、工事発注に向けた諸手続中であるということで、まだ交通課のほうとしても年度内の工事完成ができるように努力していきたいということでした。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今、答えがありましたように、年度内に付くというようなことでございますけれども、ぜひ計画通りにできるといいなと思っておりますので、気を緩めずに警察のほうにも強くまた要望していただきたいと思っております。

続きまして、まちづくり課に、はな阿蘇美、いこいの村の問題について質問をいたします。

まず、いこいの村から入りますけれども、貸付けの目的は何ですか。賃貸料ですね、1年間に1,000万円となっておりますけれども、昨日もいろいろ報告がありましたけれども、賃貸期間は基本的には平成25年の10月1日から10年間、平成35年の9月30日までとなっておりますけれども、平成28年度の利用料金は入っているのかをお尋ねいたします。

それと、続けて言いますけれども、この事業計画は阿蘇国産和牛の専門ステーキハウスの整備とか、2番目に温泉の掘削とか、3番目の温泉廃熱を利用した水耕栽培用のハウスの整備とか、これが大きい貸付けの要件だったろうと思っております。そういう中で、今事業が幾つ実施されたのかをまずはお尋ねいたします。

その前に、この事業については吉良部長が当時課長でございました。一番文書のことも知っております。水面下の動きも知っておられると思っております。そういうことで、吉良部長に今日はお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今のいこいの村の件でございますが、まず第1点の平成28年の利用料は入っておりません。

それと、次にありました3点の事項につきましては、これまでの状況で実施はされていないような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） いこいの村の業者選定のときですね、私も忘れましたが、外部からも選定委員というか、何か旅行会社の人とか何とかがおられたと思います。選定委員ですかね、選定委員あたりの諮問を受けて市は貸し付けたと思いますけれども、選定委員の人も今こういう状況になっていることを知っているかなど。選定委員の人が大きく私は責任があるんじゃないかならうかと思っております。そういうことで、選定委員の名前は、以前公表はしておりましたけれども、改めて選定委員の名前をお聞きいたします。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 当時、私課長をしておりましたが、当時の審議員がまとめておられまして、選定委員につきましては、旅行会社の方が専属で就かれていたと思います。企業については、ちょっとそれは具体的には覚えていないような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） いこいの村が現在のようになっている状況になっております。この前、全協でも報告がありましたけれども、私はこの選定された、今までも一般質問で言うておりますけれども、この事業計画は大きく評価されて数社の中から今のアグリスクエアが選定されたと思います。そういうことについて、何も今までなされてないと。全く私は相手方にも責任がありますけれども、貸付けにも誤り、責任があるんじゃないかならうかと思っておりますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） これにつきましては、6次化事業の中で取り組まれるということで期待していたような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） また6次化、プログレアですかね、これがまたまた大変な問題へと波及をいたしました。現地でプログレアがいろいろ開発するからグラウンドゴルフとかはできないと、そういうことで多目的ホールということで老人のグラウンドゴルフばかりじゃのうして、それをメインに1,500万円も掛けてまたつくったわけですよ。それも今の計画を中断するようなことがあれば無駄な投資と言うてもいいと思います。そういうことも含めて、そういうプログレアの撤退はもちろんですけれども、いこいの村のこういう、今までも一般質問で言うておりましたけれども、このようなめっちゃめっちゃな施設にしたのは、私は借り手の放漫な管理からも生じてきたんじゃないかならうかと思っております。構造図がないとか何とか言われましたけれども、構造図についてはどのように探しておりますか。焼却しない限りは、私はどこかにあると思います。以前の職員からも見たということのはっきり聞いており

ます。構造図についてお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 構造図につきましては、当時の旧阿蘇町時代に引き継いでおります。その後、現在の担当になりましてから、ずっと継続して探しておりますが、途中で工事とかやっておられますその業者の方も探し当ててあれしましたが、会社がなくなっていたり、当時の方がもう退職していらっしやらないということで、継続して探しておりましたが、とうとう見つからないという状況でございました。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） そういう大事な構造図が見つからないということでは済まないと思います。搜索あたりを警察に言ったらどうですか。警察あたりで搜索、そういうことも必要じゃなかろうかと思っております。

そういうことで、いこいの村から、次に関連がありますけれどもはな阿蘇美についても質問いたしますけれども、はな阿蘇美の貸付けは平成24年の4月1日から平成29年3月31日、来年の3月31日までとなっておりますけれども、平成28年度の基本納付金は納入されておりますか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） こちらにつきましても、平成28年度の納付金はまだでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 昨日も事業年度、会計年度の話があってございましたけれども、私も地方自治法、ない頭で見ってみました。あくまでも会計年度、事業年度は4月1日から3月31日となっておりますけれども、この解釈はどうでしょうか。私のほうの解釈が間違っているのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 通常、行政の年度につきましては4月から翌年3月まででございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） じゃ、昨日、谷崎議員だろうと思いますけれども尋ねておられましたけど、ほかの人だったかもしれん、会計年度は5月とか何とか、佐伯課長が言ったような感じがいたしますけれども、会計年度はやっぱり3月31日が締めと思うとっていいわけですね。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 通常、行政においては4月から3月が事業年度で、5月末は現年度の出納閉鎖期間ということでなっております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 出納閉鎖は理解できます。そういうことを含めまして、はな阿蘇美の指定管理についてお尋ねしますけれども、この中で契約書あたりを見ると業務報告と課、

事業報告をしなければならないように明記されております。この業務報告、事業報告については、約束通りされておりましたか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 事業報告等、ちょっと私の確認では口頭でのみやっただけかなと思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） はな阿蘇美との契約の中に、維持管理の仕方については甲の責任、乙の責任とありますけれども、私はバックヤードの温室についてのあれは借り手、乙の責任と私はこの契約書の中から読みますけれども、平成27年度、バックヤードの230何万円ですか、支出されておりますけれども、これはどちらが、甲ですか、乙のほうに責任があるのかを、バックヤード230万円の事業についてお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ドームの裏のやつでございますが、経年劣化で修理しております。まちづくりのほうでやってございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 時間がありませんが、後で尋ねますけれども、まちづくり課のこの契約書の中で、私の判断では乙、借り手の責任においてしなければならないと私は判断をいたします。しかし、そこをしますけれども、甲乙協議の上もできないこともないと思います。その協議はいつあっておりますか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） すみません、通常の話ですけど、指定管理の物件はいろいろございますが、基本的には行政のほうに常に行っているような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 部長、それが間違い。常にという言葉じゃない。この中に甲の責任、貸し手の責任、借り手の責任というのが明記してあります。私は230万円のバックヤードについては、乙の責任と私は解釈します。そこあたりがあったとすれば、後日、またいずれの機会に全協あたりでも報告をしていただきたいと思います。すべてが甲の責任ではありません。乙が責任を負わなければならないところはあります。

そういうことで、はな阿蘇美も、いこいの村もそうですけれども、非常に私は当初からこんなことが来やせんかなと、もう不安でいっぱいございました。不安のとおりです。

そういうことで、まだ今からはな阿蘇美のほうについても、また最後にめっちゃめっちゃになる可能性がありますので、そういう管理あたりをぜひしっかりした指導をしていただきたいと思います。

それと、一番大事なのは原状に戻せということになっておりますけれども、そういう原状復旧のことについてはどのように考えておりますか。

それとせっかくですけれども、よく全協あたりで弁護士に相談しておりますと言われるけれども、弁護士に行政はどうしてごさいというのを強い要望をしなければいけないと思

います。弁護士に相談して、弁護士は裁判官じゃありませんよ。阿蘇市を擁護するための弁護士です。阿蘇市はこうしてくださいというのを強く弁護士に求めて、阿蘇市に被害が出ないような状況をぜひつくっていただきたいと思います。まずは、現況復旧についてお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 現状復旧については、これまでにローズガーデン等については寄付をいただいております。それで、寄付を受け付けるとということで、物件としては市にいただいているような形になりますので。

それと、弁護士の件でございますが、今回は常に相手側のほうも弁護士からの要望でございますので、その要望に対する回答という形で顧問弁護士の方をお願いしているような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 原状復旧の義務というところについて、施設整備は速やかに現状に復旧しなければならないということが明記されておりますので、このようになるようにぜひお願いいたします。聞くところによると私は知っておりますけれども、はな阿蘇美、中山謙吾社長は、隣の産山でもこういう問題を起こしております。そういうことで、阿蘇市にも被害がぜひ及ばないように、皆さん方に被害が及ばないように、ぜひはな阿蘇美も来年の3月31日までと思いますけれども、そういう管理あたりもしっかりして被害が広がらないようにしていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） こういう大事な席において、固有名詞をどうどうと言うというのはいかなるものでしょうか。議会はそんなものでしょうか。それはちょっと相手に対して、すごく名譽的なものにつながってくるのではないかと自分は考えますので、今発言を許してもらいました。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今、市長から指摘を受けましたけれども、はな阿蘇美、社長、中山謙吾と言いましたけれども、中山謙吾については市長が指摘されたように取り消します。しかし、はな阿蘇美ということは、訴えます。そういうことで、市長、お許しをしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君の一般質問が終わりました。

続きまして、8番議員、森元秀一君の一般質問を許します。

森元秀一君。

○8番（森元秀一君） おはようございます。8番議員、公明党、森元秀一です。通告に従いまして質問させていただきます。

冒頭に、九州地震で犠牲になられた方々に深い哀悼の誠を捧げるとともに、現在余震が続

く困難な中に暮らされておられる被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、質問をさせていただきます。

先の参議院選挙、多くの方が期日前投票に行かれております。今回、選挙年齢も 18 歳からと有権者の数が増えました。選挙当日は何があるかわかりません。高齢者、若い人にとって気軽に期日前に行けるように宣誓書を印字して事前に有権者にはがきを送るようにはどうか。私は、国政選挙が終了したとき、必ず市民から入場券に宣誓書を印字した方がいいなという声を聞きます。2011 年 3 月、2013 年 6 月と同じ質問をしてきました。国政・地方選挙を問わず期日前をされたことがある方には宣誓書が必要になります。これを煩わしいと感じられた方は多いと思います。高齢者ほどゆったりと期日前に行ってほしいですが、投票所で記載する宣誓書が面倒だ、書き方がわからないと嫌煙しておられるのが実態。これが家族等の応援をもらって宣誓書に書いてもらえば、期日前投票も当日の投票と変わらなく投票用紙に書いただけとなり、とてもよい取り組みだと思います。投票は義務ではなく社会を変える権利、簡素であることも大事だと思いますがいかがでしょうか。選挙入場券に期日前投票、宣誓書を印字してはどうかということと、この方式を採っている自治体がどのくらいあるか、ご答弁願います。

○議長（藏原博敏君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（和田一彦君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えいたします。

宣誓書を入場券にあわせてということで、ちょっとよその自治体の事例を見ていただきたいところが、こんな感じのやつだと思います。通常はこんな形で、阿蘇市の場合は普通のはがきですので、裏表ということで。宣誓書を兼ねるということになると、こういった形のシールのような形になります。

それと、阿蘇市が当日来られたときに書いていただくのが、これが宣誓書になります。A 4 の紙です。それから、こちらのほうの宣誓書はこの範囲に書くということになっておりまして、選挙管理委員会といたしましては非常に面積が小さいので書きづらくはないのかなという懸念もあります。ただ今、議員がおっしゃいましたように、やはり高齢者の方によっては、人前で字を書くのがちょっと嫌だというようなこともあるかと思います。それから、こういった事前に宣誓書を配るもう一つの理由が、いわゆる受付時間の短縮というようなことが大きな目的だと思っております。阿蘇市の場合ですけれども、今、期日前投票に来られたときにそんなに待たせるというようなことはないかなと、あんまりそのことで苦情なり問題は起きておりませんので、そういった時間的な問題については今のところまだ大きくなっていないと思っております。

それから、宣誓書の大きな目的は、いわゆる選挙当日に来られないという理由ですね、そういったところをまずこう宣誓していただいて、それが本人であるということを確認するのが宣誓書の意味でございます。ですから、今阿蘇市としましては、宣誓書を来ていただいて書いていただくということで、その方がまず本人に間違いがないところを併せて確認させていただいております。自宅で書いてこられるのもいいんですけども、結局こういった

ものを書いてこられたところで、追加の質問をしなくてはならないような状況も発生してくるかと思っております。生年月日を聞いたりとかですね、住所を聞いたりとかする中で、ご本人であるということを確認する手間も必要になってくるかと思っております。

そういったことを踏まえまして、現在までのところ、さっき森元議員がおっしゃいましたように、過去においてもう何回かご質問をいただいているところでございますけれども、今のところ選挙管理委員会の中ではまだそういった方向に移行するということには至っておりません。

それから、他の自治体の状況でございますけれども、熊本県内の14市の中でこういった事前に配っているところは10市あります。それから、阿蘇郡内につきましては、小国町だけがこういった事前に一緒にやるような方式を採っているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 答弁内容は前回とそれじゃ変わらないんですかね。やはり、期日前投票に行った場合、お年寄りの方が職員の方に何か当日はこういう形で用事があるという形で聞かれる。市民というのは、お年を召した方はもう正直ですからね、当日期日前に行って、当日何があるかわからないから、とりあえず期日前に投票率を上げるためにしっかり国が推奨しているんだから期日前に行こうという気持ちで行かれるわけですね。ですから、そういったプレッシャーを与えるようなことなく、期日前に、しっかり他の市町村もやっているんだからその取り組みを考えたらどうかという形で、今回3回目ですからしっかりそういった中で、聞いていらっしゃらないと言いますけど、しっかりと市民の方たち、公明党は推薦しているものですから、そういった中で期日前に行ったらどうですかという形で言った場合、なかなか職員の方のお話の中でプレッシャーを感じるから、頭真っ白になっちゃうよと言われるものですから、じゃ他の市町村でやっているからしっかりと推進していこうということをやっているんですが、やっぱり考えてもらったほうがいいと思うんですが、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（和田一彦君） 宣誓書、いわゆる事前に配布型の宣誓書の内容につきましても、当日現場で書いていただく申請書につきましても、どちらも何で当日来られないかという理由は書かなくてはいけません。内容については、全く同じでございます。今、ご意見ございましたように、こういった宣誓書、現実的に他の自治体にも聞いてみました。すべてこの宣誓書で書いてこられるというわけでもないようでございます。やはり現場に当日来られて、こちら側の大きな紙のほうに書かれる方も多数いらっしゃるということですので。

それから、多少ですね、経費の面を言うとちょっと問題あるんですけれども、やはりこういう形にすると経費がかなり高くなると。選挙のたびにやりかえにやいかんというような事情もあるようでございます。そういったところを総合的に判断して、これからも引き続き検討させていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） よく検討していただいて、これは市民の声ですから検討していただ

いて、いい方向に持って行っていただきたいと思います。結構です。

続きまして、被災者台帳、被災者支援システム導入・運用についてお尋ねいたします。被災者台帳とは、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基礎となる台帳であり、災害対策基本法第 90 条の 3、第 1 項において、市町村の長が作成するとされています。被災者台帳を導入することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずに済むなど、被災者の負担軽減が期待されています。このため、近年東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震など、大規模災害のみならず災害が多発する中、被災者台帳の作成への認識が高まりつつありますが、その作成は必ずしも進んでいません。

こうした実態を踏まえ、内閣府防災担当においては、平成 26 年被災者台帳調査実務報告書を取りまとめ、地方自治体に対して先進事例集導入支援実証報告及びチェックリストを提示しています。この内閣府の報告において被災者台帳の先進事例の一つとして取り上げられている被災者支援システムは、1995 年の阪神淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、現在地方公共団体情報システム機構の被災者支援システム全国サポートセンターにおいて全国の地方公共団体に無償で公開・提供されています。このシステムの最大の特徴は、家屋被害でなく、被災者を中心に据えている点です。住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これを基に罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理します。これによって、被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。システム導入に当たっては、新しい財政事情の中、システム経費まで捻出できない、いつ起こるかかわからないことにお金も労力も掛けられない、または S E のようなコンピューターに精通した職員がいないなど、消極的な意見が聞かれます。しかし、被災者支援システムは、阪神淡路大震災の最中に職員が被災住民のために開発したもので、必ずしも高い I T 能力がある職員がいなければではないわけではありません。また、導入に当たって地方自治体からの求めに応じて被災者支援システム全国サポートセンターから講師を派遣することも可能です。仮に民間企業に導入支援を委託したとしても 20 万円から 50 万円弱程度しかかかりません。新たな設備や、特に必要なく既存のパソコンがあれば十分対応できます。昨年の広島土砂災害や今般の熊本地震においても、システムが導入されていたにもかかわらず、導入後の運用が適切になされてなかったため、いざというときに十分使えなかった事例も発生していると聞いています。県内の市町村の使用状況と阿蘇市の運用状況、災害時稼働できる状況にあったかをお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えをしたいと思います。

現在のシステムの使用状況につきましては、大小被害がございまして、15 市町村が使用しておる状況でございます。このシステムは、先ほど議員が言われましたように阪神淡路大震災で生活再建が復興の課題になったということでシステムを構築したということで、その

後、京都大学、それから新潟大学の産官学でシステムを再構築したというシステムと聞いております。

ただ今の阿蘇市の運用状況でございますが、住家の罹災証明発行と、それから仮設住宅の入居管理、それから応急修理対象者の管理業務などに使用させていただいております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 阿蘇市の、今使用したことはわかるんです。運用状況ですね。災害時、今回の災害という形で功を奏したのか、どういった状況だったのかをお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今の質問にお答えします。

当初は阿蘇市におきましては甚大な被害ということで、税務課のほうで被害認定調査を内閣府が示す基準に則って一度は被害が大きかった地域を調査いたしました。その後、熊本県におきまして、この被災者生活再建システムを導入して県下統一でやりたいということで、大きくは2回調査をしたような形になりまして、当初の初動体制から若干遅れた形になりましたけれども、このシステムを使って重複して発行をすることなく、それからお待ちをすることなく5月10日から総合窓口を開設したときには、ちょっと当日は住民の方にお待たせしましたけれども、システムを入れたことで十分発揮できたのではないかと考えております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） ありがとうございます。この辺によってシステムを導入して、そういった形で簡素化にきちっと早く処理ができるというようなことで出ているものですから、その辺のところしっかりと対応していただきたいと思います。

続きまして、災害時の非常食備蓄の考えをお尋ねいたします。7・12豪雨災害でも甚大な被害を受け、ライフラインがストップしました。今回の地震災害でも同じことが起きました。今回は、国道57号がストップして、前回よりも支援物資が届きにくい状況でありました。4月16日早朝、災害対策本部、公明党秋野参議院議員とお見舞いに支所を訪ねたときに、何が一番必要かと尋ねたとき、食糧と水の手配をということであり、5,000食の食糧と水を県に手配しました。朝一番で手配したのが届いたのが夜の12時過ぎでした。災害では発生から3日間をどう生き延びるかが鍵となります。言うまでもなく非常食の食糧や水の確保は、まず住民自身による確保が重要である。しかし、民間企業はインターネットを通じて実施した防災アンケートでは、3日分を備蓄している人は全体の2割弱、備蓄していない人の3割以上がいざというときには避難所に行けば非常食があると考えているということがわかったとあります。想定外はありません。いつ起きるかわからないが、いつ起きてもいいように自治体は食糧、水の備蓄を考えていかなければならないと思いますが、阿蘇市の今後の対応をお聞かせください。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木洋君） それでは、まず最初に阿蘇市の備蓄の状況、地震が発生する前の状況について説明をさせていただきます。

九州北部豪雨災害の結果を受けて、非常時、すぐ食べられるものとしてサバイバルパンで

すね、缶詰の中にパンが入っているもの、それを2,400食準備をいたしておりました。この2,400食の基準は、九州北部豪雨災害のときの最大の避難者数が2,066名でありましたので、それに合わせて2,400食を備えております。

こういった災害時、まずお湯を足さなんとか、水を入れなんとか、器がいるとか、箸がいるとかじゃなくて、その場でつまんで食べられる、それが一番有効的であります。一部には乾パンもありますが、どうしても小さい子ども、高齢者の方々、乾パンというのは非常に堅うございますので、阿蘇市としてはパンを準備いたしていたところであります。

あと、実際、非常食、3日分備えるのがベストではあります。ただ、しかしながらなかなか3日分というのは、行政として3日分揃える、非常に難しい。今回の16日の夜遅くなりましたけれども、ご協力いただきましておにぎり came 来たような状況でありますので、まず今回の災害を受けて市としても最低1食もしくは2食分は準備する必要があります。ただ、数をどれだけにするのか。今回の避難者数、最大で把握できただけで7,600名プラス自主避難所ということで地区の公民館に避難されたりとか、駐車場あたりに避難された方も当然おられます。幾ら物を準備したとしても、準備している庁舎が被災したとか、道路が完全に行かなくなるとか、それじゃもう何もできなくなりますので、やっぱり各家庭のほうにある程度は常備していただく、そういったことを今後の課題とさせていただきたいと思っております。

言葉の中に、備えあれば憂いなしという言葉があります。これを言い換えると、憂い、心配ごとがあれば、当然備えあり、そういったスタンス、今回私たちも当然大きな苦勞をいたしました。各家庭も苦勞をいたしております。地震があったということ、ここであったというもう過去のことにするんじゃないくて、地震があった、だから家庭では何をすべきか。食べ物が困る、それを私たち現役世代から子どもの世代に、子ども世代からまた孫の世代に、そういったふうに伝えていくこと、それが今生きている私たちの使命かなと、そう考えております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 今後、市民の命を守る取り組みでございます。今、そういった形で個々に家庭のほうでもそういった啓発をしっかりしていく、防災計画の中に盛り込んでいただいて、しっかりと啓発していただきたいと思っております。ありがとうございます。

次に、今回の地震に県内の病院も建物が被災を受けました。阿蘇郡市においても多くの患者の方が医療センターに救急搬送され、一命を救われたという声をあちらこちらで聞きました。阿蘇市において震災の中で死亡者が0であったことは、医療センターの貢献度が大きいものと思われまます。今回、ドクターヘリと防災ヘリ2機の活躍があったと聞いております。防災ヘリは重さがあり、屋上には下りられない。阿蘇市は広い敷地があり、地上にヘリポートがあったため使用でき、救急搬送に功を奏したのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。災害拠点病院としての役割とは何が一番重要なのか。今回の熊本地震で多くの医療機関が停電や断水、建物の破損などにより医療機能がストップしてしまうという自体が起きてしまいました。災害拠点病院の維持についてお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） おはようございます。それではお答えしたいと思います。

災害拠点病院ということにつきましては、災害対策基本法に基づきまして、都道府県知事が指定するものでございまして、阿蘇医療センターは前の阿蘇中央病院時代の平成 8 年 12 月に指定を受けております。今回の震災を含めて、各種災害が発生した際に、議員おっしゃいましたように傷病者の受け入れや医療救護班の派遣などの業務を行います。今回の熊本地震では、停電や断水、または建物の破損などで多くの被害が出ましたが、幸いにも当院は災害拠点病院といたしまして災害に強い構造と設備を兼ね備えておりましたので、発生直後から医療機能を維持したまま診療を継続することができました。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 医療センターが今回は大きな損傷がなく、患者の受け入れができたのも、災害に強い構造整備を備えていたからだと思いますが、災害に強い構造や設備とはどのようなあれなんですか。

○議長（藏原博敏君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えします。

たまたま昨日の熊日新聞のほうにも特集として掲載されておりました、その中にも阿蘇医療センターも取り上げられておりましたが、当院が診棟及び病棟の地下には 72 基の免震装置がありまして、柱の一本一本がその免震ゴムで支えられており、東日本大震災の教訓といたしまして震度 7 の地震にも耐えるような構造になっております。今回の熊本地震では、免震装置が全体で 87 cm も動いていたという痕跡も残っております。この免震装置のお陰で入院患者さんの安全が守られたばかりではございませんで、高額な高度医療機器、CT や MRI などのほか、各種検査機器なども障害は起こりませんでした。また、自家発電や貯水タンクも整備されておりましたので、すべてのライフラインの機能を維持することができました。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 16 日ですね、本当に 2 回目の地震で被災された方々が運び込まれてきたと思うんですが、当地にはどれぐらいの人数の方がおこしだったですか。搬送されたといえますか。

○議長（藏原博敏君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 今のご質問ですが、救急外来診療ですね、本震がありました 4 月 16 日には救急車やヘリ搬送などで 127 名の救急患者様を受けることができました。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） そういった形で 127 名受け入れたという形は、やはりこの死者が 0 だったということだったと思います。いろいろご苦労はあったと思いますが、避難所で一時ノロウィルスが出たという形でありました。これは口外的な形でノロウィルスと断定はしなかつたんですが、私たちもホテル業務をやっていたときにノロが出ると、もう大変な作業になります。そういった中の封じ込めをしっかりとできたということは、本当によかったと思

います。実際に行われた医療活動、併せて答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 先ほど震災直後の16日のことをお話ししましたが、発生後1週間は、連日10名から20名の緊急入院が必要な患者様の受け入れもできたということと、併せて救急外来に80数名の患者様がお見えになって、それも受け入れができたということが実績としてございます。また、あと救急車も連日10数台から20台の救急車、ヘリコプターも1台から3台のヘリコプターの受入ができたということがございます。それと、医療活動におきましては、発生時には医師、看護師、業務調整員で構成されましたDMAT、いわゆる災害派遣チームですね、医療チームなんです、それが被災地に駆けつけて医療活動を行うということでございます。本震は予測できませんでしたので、4月14日の、いわゆる前震のときには、当院も常備1チーム、今、現在2チームなんです、1チームはDMATがございまして、益城のほうに派遣させていただきまして、そういう活動もしました。ところが16日に本震がありまして、阿蘇地域も非常に甚大な被害を受けましたので、全国各地から数多くのDMATを受け入れまして、当院、阿蘇医療センターを活動拠点にさせていただいて、阿蘇地域の避難所や病院、診療所へ医療支援活動とかを展開されました。その中で、先ほど議員がおっしゃいましたように、ノロウイルスなどの感染症の封じ込めですね、保健所に確認しましたところ、南阿蘇の避難所で20名近く、疑いも含めて患者様。あとは、阿蘇西の避難所でお一人、ちょっと不幸にも開設当初なかなか衛生環境までの指導ができなかったということでノロウイルスが出たと。当院も含めて、地元の医療機関でも受け入れをさせていただきましたが、感染症の場合、怖いのは水平感染といまして、受け入れをすることによりまして院内のほかの患者様とか、医療スタッフにも感染する恐れがあるということで、早期にそのDMATに感染封じ込めの役割をお願いしたということと、外には出ておりませんが、甲斐委員長のほうが日赤に依頼して、日赤のほうでそれ以上もし多くの患者様が発生することがあれば受入体制を実際整えていただいております、ということもございました。あと、もう一つ、当時マスコミによく出ましたエコノミー症候群ですね、この患者様も出たらということであったんですが、それもDMATを含め、市の活動もございましたが、各避難所を回って、お互い回る患者様には弾性ストッキングをお配りして、それを利用して予防していただくという活動が行われました。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 甲斐医院長先生は、本当に職員、医療を携わっている看護師さんなんかにもなかなか気遣いがしっかりされていまして、前に公明新聞のアンケート、取材をしたとき、患者に寄り添う医師や看護師に対しての心配りが求められている、医師が心身共に不調であれば、患者に適切な対応はできないとおっしゃっていました。その中で、甲斐医院長先生は、やはりこの震災でライフラインがストップして、なかなか思うような形で市内から通えない医師の方、看護師の方が大変ご苦労なさっているということで、私たちの秋野にですね、昨日もこれは病院の関係じゃないですが菅議員が尋ねていましたが、関係するようなことで、通勤困難な事態に伴う医療関係者の離職の防止対策として、国のほうにしっかり

と、厚生労働省のほうに働きかけて、何かそういった対応はないかということをお野のほうから聞いたんですが、その対応は最終的にはどうなったんですか。

○議長（藏原博敏君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

議員、今おっしゃいましたように、昨日、菅議員のご質問の中に、会社関係ということでありましたが、当院のほうも常勤 157 人職員がおりますが、そのうちの 39 人、率にして 25%の、先生も入っておるわけなんです、阿蘇市以外の、いわゆるミルクロードを利用して通勤をされているという方がいらっしゃいます。ということで、冬期にもし不調になったときということ、それはもうずっと以前から甲斐院長も懸念されておまして、そういった方が短期的な冬期のそういった事情と、またそういう通勤が困難になることによって、最悪離職を考えられるような方も出てもらっては、当然病院としての医療機能に支障をきたしますので懸念しております。ことあるごとに来ていただいた関係者の方々にもそういうのを訴えながらお話しして、その中にいらっしゃったかと思うんですが、それを含めて市長のほうにもご相談差し上げまして、体制整備ということで、そういったことに関する冬期対策とかも含めてですね、県知事のほうに現在陳情させて、要望をさせていただいております。聞くところによると国のほうからの働きかけもあって、県のほうでも予算措置を、今度の県議会で今上げられているという情報は伺っております。それも偏にいろんな関係者の方々のご支援の賜だと思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 余震がまだまだ続いております。医療センターの今後の課題をお聞かせください。

○議長（藏原博敏君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ご承知のとおりなんです、現在、阿蘇立野病院の休止によりまして、南阿蘇には救急指定病院がないという状況ですね。それと国道 57 号や J R の復旧に目途が立っていないというような中で、患者様の搬送や治療体制に長期的に困難な状況が継続するということが予想されております。

このような中、当院に地域の中核病院としての対応力が求められていると思っております。従いまして、南阿蘇からの救急患者の方の受入れの継続はもちろんでございますが、こういった交通事情の悪化に伴う通院困難な阿蘇市民の方を含めた住民の方の負担軽減を目的に、特殊外来、神経難病外来とかですね、小児特殊疾患外来とか、とりあえずこれも必要がかることなんです、病院のほうでとりあえず病院負担で既にスタートしておりますが、これらの費用助成も含めて要望をまたお願いする中で、当院の医療環境の整備を含め地域の医療機関と連携をいたしまして地域で完結できる医療体制の中心的な役割を担うことが当院の今の課題であると思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） ありがとうございます。阿蘇医療センターは、阿蘇医療圏における急性期医療を担う阿蘇市病院事業における公立の拠点病院として、また圏域唯一の拠点病

院であります。熊本地震後の医療需要、環境変化に伴う医療環境の整備の必要性もいろいろ出てくると思います。しかし、阿蘇医療圏 6 万 7,000 人の住民に今後も安心・安全な医療を推進していただきたく思います。今後のスタッフの活躍を祈願して、私の質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。35 分から再開いたします。よろしく願いいたします。

午前 11 時 25 分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

14 番議員、高宮正行君の一般質問を許します。

高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 14 番、高宮でございます。通告に従いまして、質問していきたいと思っております。

今回、2 点質問をいたす予定にしておりますけれども、これは今回熊本地震の被害、これだけ大きな大規模な、そして広範囲における地震被害というもののなかで、やはり私たち市民がどういう立場でこの地震を乗り切らないかんかということをつくづく考えさせられた災害ではなかったろうかと思っております。

そういう中で、市長も諸般の報告の中で、区長さんを中心に自主防災組織、消防団との連携を深めということでお話もされております。

そこで、この自主防災組織というものが結成をされております。昨日も質問の中でありましたが 117 行政区の中で 112 設立がされているということでございますけれども、まずお伺いいたします。結成された年度はいつでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 市内 117 行政区のうち 112、率にして 95.7%ということで昨日申し上げました。自主防災組織が結成された時期、正式に阿蘇市となって届け出を受けたのが平成 21 年であったと思っております。しかしながら、それ以前、旧町村時代からやっぱり地域地域でのコミュニティ、その中で旧町村に届け出は行っていなかったものの、地域の輪として、コミュニティとして何らかの形で確実に存在していた、そう思います。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 届け出を受けた以前からということでございますけれども、これはまさに自主的な組織でありますね。そして、やはり地域の住民が自ら私たちの地区をどう守る、災害が起きたときにどう皆で助け合うかということをややはり自分たちで学んでいく、

それが自主防災組織だと思います。今回、地震災害で自主防災組織が機能したのかということで2番目に書いてあります。避難所の運営、食事の支援、それから救援物資の配給等、いろいろ避難所に対しての支援がありますけれども、そういった中で自主防災組織とは名が付かなくとも、地区の結びつきでそういった活動がどうになされたかということをお聞きいたします。

○議長（藏原博敏君） 質問者、答弁者をお願いいたします。昨日も申し上げましたが、ちょっとここは音響の限度がありますので、発言をされるときはできるだけマイクに口を近づけてご発言をお願いします。

総務課長。

○総務課長（高木 洋君） まず、自主防災組織、やっぱり地域の助け合い。どうしても自主防災組織といいますと、避難所の運営、そっちに目がいきがちです。しかし、今回の地震、真夜中1時25分、皆さん就寝されている時間帯、その中で阿蘇市内100棟を超す家が倒壊、もしくはそういった危険にさらされた。その中で、直接的な死者、死亡者、いなかったこと、これはまさに奇跡かな、そういうふうに思います。なぜかという、やっぱり地域の人が声を掛け合いながら、危険な家を1軒、1軒を起こした、中に寝ている人を引っ張り出した、そういったのが大きな成果じゃないかなと思います。そして、その後の緊急的な場面を乗り越えて、じゃみんなでどこかに避難しよう、どこがいいだろうか、じゃ地区の公民館に寄ろう。時間になればおなかもすく、じゃうちの戸棚に何かあったけん持って来よう、米があるけん、持って来よう、ガス釜を持って来よう、そういった形で運営をしていただいた。行政としては非常に助かっている、そういうふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） おっしゃったとおり、やはり各地区で消防団と区長さんが先頭に立って、若い人たちやら出て、お年寄りが残っているところとかを引っ張り出したりして避難をさせたり、そういったことが地区の中で行われたということでもあります。そして、避難をした後、今度は公民館あたりで食べ物を持ち寄ってみんなで炊き出しをしたりと、そういった自主的な、これは地区のまさに結びつきだと思います。そういう結びつきを大事にしながら自主防災という形を考えていく。そういう上で、やはり公民館というのが非常に大きな役割を担っているんじゃないかなと思います。私は中通ですけれども、中通公民館の分館ですね、公民館の分館に公民館長がおられますけれども、公民館長を頭として、区長会、婦人会、青少年育成とか、すべての団体が公民館活動の中に入っております。そういった公民館活動の中で、やはり地域のつながりが非常に強いということで公民館に避難した方々にみんなで炊き出しをする、それが自主防災だと。そして、みんなで助け合ってお年寄りを避難させる。そしてみんなで世話をする。こういう活動を、やはりこれだけ広範囲で大規模な災害のときにはやっていかにかんのかのじゃないだろうか。それでなければ、やはり市役所の職員の方々も被災者であり、職員の方々が一から、災害が発生をしたときから市役所の方々に何もかんも頼ってしまう、これは一番危険なことだと思います。やはり自分たちが災害が起きて3日間は何とか生き抜くんだという、やはり自主防災組織としての座学でも何でもいい

です、勉強をしていかにやいかんだろうと。そして、一人一人が住民の意識を上げて、地震、こういった広域災害、特にこれからスーパー台風が昨日、台湾のほうに行っていますね、こういった大規模な災害がいつ発生するともわからないような時代です。ですから、私たちが自主防災組織として勉強を重ね、地震が起きたときにどう行動すべきかということ私たちが自らが勉強していく、そういう中核を担うのが公民館だと思いますけれども、今後の取り組みとして公民館をそういう自主防災組織の中核といいますか、勉強をするところ、区長会もありますし、そういうところにやはり講師を派遣して、自主防災とはどういうものかというものを学んでいく必要があるだろうと思います。総務課長の見解をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 阿蘇市内、館がある、なしに関わらず、各校区、校区に公民館分館というのが存在をしております。自主防災組織を現在のところ行政区単位で運営しておりますけれども、それをちょっと小さくくりで分館単位にどうだろうかと、そういったご意見であります。それができるのが一番いいかと思えます。当の区長さん方も非常に被災されている、我が家がダメージを受けている、それなのに全体の世話もせなん、非常に難しい場面も出てくるかと思えます。ただ、分館単位になりますと、一番多い分館になってきますと、宮地分館で世帯数、おおよそでありますけれども2,775世帯、人数的に6,500名を超えます。内牧につきましても約2,500世帯、5,600名、それをなかなか、できれば一番いいです。それを任せるといのは、非常にやっぱり時間がかかると思えます。12月に入りまして、区長会の行政研修、今年も予定をいたしております。その行政研修の中で、平成24年災害を受けて自主防災組織とは、あるときは実際活動をいただいた区長さんということで狩尾2区の大木区長さんを講師に迎えて、全区長を前にこういった活動を行いました、質疑を受けながらそういった勉強会もしております。また今回、12月研修会をやる中では、実際に危機管理防災課におられた職員の方で、自主防災組織の立ち上げであるとか、組織の強化、運営、そういったことに携わった方を迎えて行政区長研修を行いたいと思っております。行政区長さん方の集まりがやっぱり公民館になってきますので、その中でうまい具合に融和させながら、地域の実情、現状に応じて、より働けるように、そういったようにしたいと思えます。ただ、私たちが一番注意しなければいけないのは、じゃ、区長さん、区長さんお願いしますよ、区長さんにどんどんプレッシャーを掛けると、区長さんも非常にきつい立場になります。共助、漢字で書くと共に助ける。区の中でも区長さんを助ける人、消防団があり、ほかの役員さんがおり、地区の役員さんがおる。そういったところも含めての共助でやっていきたい。そういった勉強会を今後重ねたい。それが引いては公民館活動につながり、地域の活性化、地域の見守りにもつながるんじゃないかな、そう思います。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） 非常にいいお考えを聞かせていただきました。確かに街部については、非常に公民館分館単位でいくと非常に多い人数ということもありますけれども、まずは公民館単位でやはり運営委員会がありますので、そこに区長会あたりが全部入ります。その中で勉強を重ね、自主防災組織とはどういうものかといものを学んでいただいて、今度

は地区に持って帰って、地区の中には隣組の班とか、そういったものがありますので、そこでみんなで助け合いながらやっていくというのが一番いいだろうと思います。まさに総務課長が言われたとおりだと思います。やはり災害における公民館の役割という形で、これは大分大学の教授ですけれども山崎栄一研究室というのがありまして、ここが公民館の役割というのは自主防災組織の大きな中核になっていくということで研究がされております。その中で、やはり公民館の法的な位置づけを読みます。公民館の法的な位置づけ、すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を要する。国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館、その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供、その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めねばならない。公民館は、市町村及びその他一定区域内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするということが書いてあります。そういうことが書いてありますので、その公民館、分館という制度の中で、今後やはり区長会、消防団、そういった組織を集めた中で自主防災の教育というものを市のほうで組んでいただけますか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 人を動かすというのが一番難しい。私も総務課長になりましていろいろ経験をしました。なかなか自分が思っている分、動いてほしい。しかし、なかなか動いていただけない部分もあった。区長さん方も当然そうだと思います。やっぱりそこは腹を割って話すなり、熱意で訴えるなり、末永く訴え続けていかないと動かない。そういったのは当然ありますので、私たちも公民館分館活動でという話もありました。今回の地震災害での対応あたりを一回検証した上で、ある程度自分たちのやったこと、対応してきたことをもった上で、そういった機会があれば、ぜひ行って、腹を割って話をしたい、そういうふうを考えております。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14番（高宮正行君） ぜひ、腹を割って話していただきたいと思います。

消防庁のほうも自主防災の組織の手引きというものが、こういうマニュアルが出ています。こういうものも、やはり必要な箇所あたりをコピーしながら、みんなで勉強していくという座学のほうも企画をしながらやっていていただきたいと思います。

それから、2点目の指定避難所と自主避難所の違いということで通告をいたしておりますけれども、これは広報の中の一覧だと思います。指定避難所と自主避難所、2種類あるわけですね。一の宮地区の自主避難所は一の宮小学校体育館と書いてあります。指定避難所、これが一の宮地区は一の宮小学校体育館、一の宮小学校体育館、旧坂梨小学校体育館、坂梨公民館、旧古城小学校体育館、中通公民館、荻の草公民館、農業構造改善センター、阿蘇中央高校青峰校舎体育館、かんぼの宿という自主避難所と指定避難所と使い分けをしてあります。この指定避難所と、今回非常に混乱があったというのは自主避難所と指定避難所が、自主避難所というのがあちこちに点在していたということでいろいろ混乱も起きているようです。

で、指定避難所と自主避難所、ここの違い、どういう違いなのかということをお伺いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 今回の地震におけます指定避難所、自主避難所。まず指定避難所というのは、自治体が定めて運営するものが指定避難所ですね。自主避難所につきましては、自治会、行政区、地域など住民が定めて、住民自身で運営するものとすみわけをいたしております。ただ、昨夜、今朝方も 3 時 10 分に大雨の警報がかかりました。私も 3 時半前には行っておりますが、その中で自主的な避難を促すための避難所、これとちょっと勘違いしがちではありますが、それについても職員を張り付けて対応するようにはいたしておりますので、大規模な災害があったとき市が指定する避難所、それが指定避難所でありまして、そこには職員も就きます。もう行政も手に負えん、地区でちょっと集まろう、地区のほうに願います、それが地区のほうで運営していただく自主避難所ということであります。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） この地震災害のとき、しきりに言われたとったのが、一の宮小学校の体育館が指定避難所であるということが言われてとったと思うんですけども、そうでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 一の宮小学校の体育館、指定避難所として開設を行っております。指定避難所については、順次状況を見ながら開設するようにはいたしております。いっぺんに、今避難所的には 50 幾つありますけれども、いっぺんにぽんと開けてしまいますと職員の手が全然もう足りなくなる。本来の災害対応の業務が進めなくなりますので、必要な箇所、順次拡大しながら対応をしております。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 指定避難所とその自主避難所という違いはわかりましたけれども、なかなか自主避難所のほうには今回支援が回らなかったというところがいろいろ話も入ってきておりました。これだけ大規模で広範囲な災害でしたので、なかなかすべてにパーフェクトに手が回るといのは無理だったかもしれません、確かに。自主避難所もですけども、介護施設あたりもインフラが全部だめになって、食事がつくれない。そういった中で支援がいかなかったという話も入ってきております。今回の地震を機に、そういった災害弱者に対する支援はどうしていくのか、そして自主防災組織がどういう役割を果たしていくのかということをしきりと整理した上で、やはり私たち住民が何をしなければならないか、そして事業者は何をしなければならないかというような判断をしきりとしながら、今回の地震を受けてそういったものをきちりと整理していかなんだろうと思います。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 自主防災組織、地域によってやっぱり活動のレベルと申しますか、段階はばらばらです。いきなり私たちが 100 を求めも、それはかえってもうプレッシャー、苦痛にしかならないと思います。やっぱり地域の意見、盛り上がり、地域の中で少しずつステップアップして、将来的に 100 を目指す、そういったスタンスでいきたいと思っております。

施設等の話もありました。施設等においても、施設の責任でやっていただくのが当然基本になってきますけれども、施設の中でもやっぱり危機管理体制、それはしっかり施設設置者として持っていただきたい、そう思います。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 最後に一言。やはり、大規模災害、こういった広域な災害のときには、まず自助、共助、そして公助です。やはり私たち市民が一人一人が自覚を持って助け合う、これが一番だと思います。それを申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（藏原博敏君） 高宮正行君の一般質問が終わりました。

午前中の会議をこの辺で留めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後の会議を1時から再開いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、これより午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

17番、古木孝宏君の一般質問を許します。

古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 17番、古木孝宏です。一般質問、5点ほど上げておりますが、あまり難しい問題じゃございませんので、簡単明瞭にやりたいと思います。

第1点目の坂梨公民館用地、私有地でございますが、の拡充についてということで、これは隣接しますJAの坂梨支所跡地がちょっと降って湧いたような話で売却を考えているというようなことで、坂梨地区をはじめ、それぞれの役職の方寄っていただいて、今、公民館として非常に坂梨地区の拠点でもありますし、いろんな催し物、住民健診も一緒ですが、重要な拠点でありますので、何とか現状、駐車場もございまして、非常に手狭でございます。今、JAの用地も使わせていただいているような格好でございますが、今後売却というようなことになると非常に坂梨地区としても困るということで、先だって市長のほうにも坂梨地区の役職で要望に行った経緯がございます。それで、この件について財政課長も非常にお骨折りをいただいておりますが、私としては要望に行ったときも一緒ですが、非常に坂梨も大事なところでございまして、国道57号、265号の交差点ということで、市にとってひとつ全力で私有地確保といいますか、取り組んでいただけないかということをおもっております。以前、これは旧一の宮のときでございましたが、市長もご存知かと思いますが、駅前の交差点に山積みに、非常に景観上悪いことがありました。あれは、とうとう片付けを町の方で5,000万円か6,000万円出して片付けたというような経緯がございます。それで、JAのほうもどうなるかわかりませんが、今後売却したときにどのような方があそこら来られるかもわからないということでございまして、非常に災害等が起こって、これから先、財政面も厳しいかと思いますが、そのあたりをご考慮いただければなど。できれば全部買って、

その後、市のほうでまた売却でもしていただく方法もないかなと思っております。これは、市長にこの間要望しておりましたので、一つ市長のお考えをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） お答えを申し上げます。

ちょうどあちらの坂梨公民館のほうは、公民館活動と地域のコミュニティにとっても、とっても大事な場所だと思っております。イコールそれは統合によって小学校もなくなりましたし、今からいろんな坂梨校区の皆さん方が、より集いながら交流を深めていく大きな拠点の一つでもあると思っておりますし、そういう意味では、ちょうど建設当時の用地のことについてが駐車場を含めて少し旧一の宮農協との間の中でいろんなことがあるようですけども、できるだけ公民館活動に、また地域の皆さん方に支障がないように、地元の皆さん方のご意見もしっかりとお伺いをいたしておりますので、そのような方向でこれからも取り組んでいきたいと思っております。

全部かどうかということになるのは、ほかの公民館等の関係も出てきますし、その辺はまた内部のほうでちょっといろいろ検討はしてみたいと思いますけれども。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 今、市長がおっしゃるように、市長もあそこで駅伝大会とか、やがて馬場八幡宮の大祭もありますし、御神輿さん等もあそこに寄りますし、いろんな面で必要だということをご認識をされておると思います。ただ、坂梨公民館ができて、旧一の宮の場合は古城、中通と続けて用地を確保しながら、今公民館の活動をされていると思います。そういう中で、もともとあその2階を坂梨区としては公民館として使用しておりました。愛着もありますし、あの一角に今公民館が、手狭な分ですが建っておるような状況でございます。今おっしゃったように、できるだけ考えていただいて、できるならばさっき言ったように一角を確保していただくといいかなと。なかなか難しいことかもしれませんが、後々は、先ほど言いましたようにいろんな違う方が来て景観上よろしくないということになって、また市が後で片付けんといかんというようなことになっていけませんので、そのところは考えていただきたいと思います。

財政課長、いかがですかね。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） J Aとの協議は、一応教育部長のほうで今進めておりますが、私もこの前の要望といいますか、同席いたしまして、財政課は財産区も扱っております、財産区のほうからも強い要望がありまして、非常に立場上、困っているところではございますが、今市長が述べましたとおり、必要な部分、これはJ Aの購買のスケジュール等もございまして、教育部長と一緒にその辺を詰めながら今後協議をしていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 前向きにひとつ検討していただきたいということで、もうこの件につきましては終わりたいと思います。

次 2 点目、一の宮中学校横、御飯屋前の道路改良ということで、これは昨年の 12 月に一般質問でやったわけですが、その後、ちょっと今年になって地震もありましたが、なかなか形が見えてこんなということで、その後の進捗状況といたしますか、どのようになっていますか。お尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） ご質問にありました一の宮中学校横の道路改良の進捗状況でございますが、市道高田金能田線につきましては、学校建設によりまして通行量が増加しているということで、昨年の議会で議員からもご指摘をいただいて、本年度の当初予算に予算を計上いたしているところでございます。改良工事に向けました測量設計を行う計画となっておりますが、議員も言われましたように、4 月に起きました地震によりましてちょっと改良計画、すべてが現在ストップしている状況でございました。ただ必要な道路ということは当然進めていくということで、現在、発注に向けた準備を行っているというか、入札の手続きに今は入っているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 入札の手続きに入っているということで、済んでおるわけですね。その入札をするに当たってですよ、その改良工事はどのような計画ですか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） まだ具体的な中身については整備区間が 150m ぐらいありますので、まず測量を行いまして、あと境界関係、地籍関係の測量あたりも行いながら、どういった形で拡幅ができるかというのは検討していきたいと思っておりますが、前、議員が言われましたボックスカルバートあたりについても検討はいたしております。ただし、参考までに中学校から上流部の陣の町側をある程度今 400m ほどボックスカルバートあたりを入れておりますが、非常に費用がかかるということで、400m ほどでも約 10 年ほどかかっておまして、メーター単価が 40 万円ほどかかりまして、上流部でそういう状態ですので、下流部になるともっとちょっと断面あたりを考える必要があるということで、非常に費用が高くかかる可能性がありますので、そういう場合については用地を取得しながら横に拡幅するか、用地が取得できるか、できないかも今後の調査にかかっておりますが、そのあたりも含めまして、測量設計の委託をやりながら今後詰めていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 用地の取得は要らないと思います。今おっしゃったように、下流部になるので水量も多くなるかもしれませんが、どこもあそこ、合流しているやつはないですよ、上からそのまま流れておりますので。上に入れたやつをそのまま。できれば、コンビニの裏もありますが、あれもこっちから入った、年度計画を先に橋のところまでできれば早めにやっていただければ。同じようなことを何度言っても一緒ですが、非常に小学校も統合して多くなるということでどうかなということで市長にも申し上げておりましたが、大変多くなっております。雨が降れば離合もとにかく、今の御飯屋の前も水が溜まって通れるような状態じゃないし、市の職員の方々も何名か通っておられる方がおると思っております。それ

から、学校関係も部活動、いいグラウンドもできましたし、いい競技もグラウンドであります。違うところから保護者も来られます。そういう面において、早めにやっていただきたい。用地は取得しないで、川は上のようにやっていただければいいわけでございますので、お金はかかるかもしれませんが、優先順位の問題ですよ。そこをだだら少しずつやってもだめですので、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 議員が言われますように、その道路の重要性というのは、現在の利用状況あたりを見まして私たちも十分に認識しているつもりでございます。ただ、大型車両の通行もございまして、非常に通行車両も多いということで、それなりの基準を叶えた道路をつくる必要がございます。先ほど言いましたように、メーター40万円、単純に言いますと150m掛けていただくと相当の金額になりますので、市の単独事業でやりまして、果たして単年度でできるかとか、議員が言われたようにだだらやってもしょうがないというふうになっていくと、非常に財政上もまだ相談していかなくてはならない部分もございしますので、その面も含めまして、今後財政当局あたりとも相談しながら検討していきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 市長、この話は昨年もそうやっていただきたいというようなことで質問しましたよね。それで、先ほどお話をしたとおりです。結局、言いましたように通りも多くなったので、市長も優先的にやりたいというようなお言葉をいただいたですよ。今、課長のほうから答弁がございましたが、できるだけ早めにやっていただくようなご指示をしていただけないかなと。本当に非常に多いもので、どこの道路も一緒ですよ。言われれば早くしてほしいというところはあるかと思えます。しかし、あそこは集中して通るものですね、ご存知のとおりでございます。ちょっとその辺の答弁。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） あその道路については、ちょっと前の質問のときにもすごく大事な道路だし早くしたいという気持ちがあって取り組んでおり、今回まずは設計調査予算ですか、そういうのを付けさせていただいております。でも、この地震の発生後については、優先すべき事項というのは内牧千丁線とか、あるいはあその両山橋から先のほうの道路とか、これはこれでいつまた災害が起こるかかわらんから、大事なその道路だと思っておりますし、優先をしながらやってまいりました。その優先の一つとして、やっぱり今、古木議員が言われた、そこもすごく大事であるということが建物がきちっとできて、そしていざ通ってみるとそのような支障もあるわけで、これは地震前においてそのことをしっかりと思いながらやってまいりましたけれども、今回地震によって、一つはまだ補助対象とか、あるいは支援事業とか、そういうものについて固まっております。ようやく農地にしても、土木にしても、今予算査定といいますか、災害査定が行われようとしておる中において、財政の計画というものがまだきちっと立っていないというのが一つあります。でも、そういうことではなくて、まず計画として先に財政の事情については恐らくはっきりと見えてくると思っていますから、そ

のときはすぐ着手できるような、そういう大事な路線については、やっぱりまず準備をしておかなきゃいかんだろうということで取り組んでおりますし、今ここで優先してそこだけをやるといってお返事はできないということで、あとは財政の状況によって早くなるかということになってくると思いますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 予期せぬ地震によって、そういうことがあります、事情はわかっておられると思しますので、できるだけ前向きに、早めに、地震が起こらないならば本年度ぐらいにはちゃんとつくってほしかったというのが気持ちでございますが、そういう災害が起こった関係で、それはそれで仕方ありませんが、さっき課長のほうからも進んでおるといってございますので、今後ともしっかりと進めていただきたいと思います。私の意見でございますが、通られる市民の皆様方が、ありやいつでくっとだろうかということをやっぱり、どこの地区でも一緒にございますが、特に学校関係、通られますお父さん、お母さんが朝忙しい時間帯も通られますので、そういうことを、関心事といいますか、言ってこられますので、一つ考えていただきたいということで終わります。

次、3 番目、合併処理浄化槽設置補助に対する今後の市の対応ということで、この間、住環境課長のほうから説明もございましたが、今、合併浄化槽の取り組みをちょっと説明してください。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 合併浄化槽補助の状況についてご説明いたします。

合併浄化槽の補助は、市町村合併以前から各旧町村で、早いところは平成2年から、阿蘇市になりましてもずっと継続してやっているところでございます。ここ5年間の実績を申し上げますと、平成23年ごろから100件前後で、補助の金額としましては、4,000万円から3,000万円の範疇で補助をしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） それで、合併浄化槽が普及しているのはわかっておりますが、この間の説明のように、今度新たに新規合併浄化槽に対する補助がなくなると、今年ももう今ちょっと新規の分はないような状態でございますというお話でございました。次年度はどうなるかわからないということでございましたが、今年度でようございますが、その新規の分に対して今どのくらい出していますかね。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 本年度は8月までの状況でございますけれども、一応件数としましては39件をいたしております。今言われました新規の分でございますけれども、新規の分としましては、これ震災とか嵩上げの分もございまして、その分に出している分として12件ほど出している状況でございます。昨年につきましては、同じように嵩上げと災害で支援住宅にいらっしゃった方が新設でされる分を含めまして24件ということでやっております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） その嵩上げ等を含めて 24 件ですか。新たな、本当に新規の分は何件ですか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 新規の災害以外の分については、去年は 19 件補助しています。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 19 件ということで、今年もそんなには増えませんか。災害関係がおっしゃったようにいくつか、大分増えてくるかなとは思いますが。それで、早い話が来年度からのその補助の問題ですよ。県のほうが押し切るということになれば、市のほうからある程度補助がなければ、新設に対しては結局補助ができないということになりますか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 新規の分に対しまして、県のほうは来年から新規の分についての補助はしないということで聞いております。その理由としましては、家を新築する場合とか、合併浄化槽から合併浄化槽の更新をする場合については、諸法令の制約によりまして必然的に合併浄化槽が設置されるということで、補助に関係なく水質改善が図られていくというような解釈で一応来年からは新規の分の補助はないということでございます。阿蘇市としまして、状況でございますけれども、補助要綱の中では予算の範囲内での交付となっております。当然、29 年度からの補助交付については、県の補助の分を市で賄うということになりますと、財政面からすると厳しい状況になるということで難しいのではないかと思っております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 当然ながら阿蘇市ばかりじゃなくなるわけですよ。そういったところで、ほかのところの取り組みあたりは何か聞いた例はございますか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 県内の状況を聞いてみたところでございますけれども、阿蘇市の場合が個人設置型ということでやっております。それと、もう一つは合併浄化槽については市町村型ということで、市町村が管理するやり方の場合と個人である場合ということで、個人設置型のところについて状況を聞いておりましたら、どの町村も検討中のところがほとんどでございます。中にはもう新規の分については廃止をすると。それと、枠を縮めて、町村の政策的な部分で枠を縮めてでも少し件数等は減るけれどもするということもあるということで聞いております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） ということは、今のところは来年からは打ち切ってしまうというようなことになろうかと思いますが、これは先ほどからのお話で、やっぱり財政面のことに絡んできます。市長、今の件もお金のかかることではございますが、せつかく住宅を新築しようということで今までは補助対象になっただけですよ。今、市外からよそに出ていて建てる人も多い中、この市にもやっぱり建てようかという人も、核家族化になってもお

られるわけですね。そういったことで、今、課長が申しますように、県のほうがそれも打ち切るということになれば、結局市の持ち出しが多くなるということで、今断念せざるを得んのかなということですが、できるならですよ、何卒かでも、今 20 件ぐらいの、昨年が 19 件か、災害関係なしに、そういったところで財政等もありますが、何らかの形で全然打ち切りじゃなくて、その辺のお考えはございませんか。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 古木議員がおっしゃったように、そのことをするのに越したことはないと思っておりますけれども、ちょうど財政の状況について全員協議会の中でも財政課長が申し上げさせていただきました。果たしてこの推移の状態で、まず負担金が多くなってくると、ひょっとすると平成 29 年度の市の財政の執行する上における予算編成もできなくなるということがございますので、これはすごくシビアな問題だし、もしここでお約束を申し上げてしまうとそういうものを実行していく、ほかにも議員さん方それぞれ課題をお持ちの方がおいででございますので、その一つ一つはすべて優先すべき事項であると思って議員の皆さん方も私どもに質問をしておられることだと思いますから、そのことをくみ上げてしまうと、果たして平成 29 年度予算の編成ができるかどうか。ややもすると職員の給与も減らしながら、ひょっとすると阿蘇市の行政はやっていかなきゃいかんということになりかねますと、これは大変なことになってしまいますので、そこはまずは慎重に考えさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） どっちみち財政に関わることでございますので、おっしゃるように平成 29 年度もこのようなことになったら、佐藤市政は何をやったかと言われるようなことじゃいかんですね。災害等も起こったとはいえ、しかしながら今申し上げましたように、それぞれ多くの要望はあろうかと思いますが、できる範囲で、いっぺんに打ち切るじゃなくて、考えられるところは、一枠でも二枠でもというようなことで、できればやっていただきたいというしかありません。財政課長、そういうことですよ。もういいです。

それでは 4 番目、統合小学校ということで、これは一の宮小学校のことについてお尋ねをいたしますが、4 月から統合小学校ができて、この間運動会もあったわけですが、非常に人数も多くなって楽しい運動会があったかと思いますが、反面、競技にあんまり出られないような、今までとは事情が違った子どもたちの意見、または保護者の方々が見ておられて、うちの子は 1 回しか出らんやったとか、そういうようなところもですね、ただ多くなればいいのかという問題じゃないと思います。今まで違った、確かにいい運動会ではあったかとは思いますが、そういう寂しさもやっぱり見ておられる方も考えられたんじゃないかなと思うっております。

特に一の宮小学校ができて、坂梨、宮地地区の南のほうから子どもたちが朝登校、夕方下校ということで通学路を通っておられます。慣れない道を 2 km も 3 km も歩いて通って、やっと慣れてきておるかなという中において、非常に住民の方々から子どもたちが通っておるのはいいが、大変マナーの悪いドライバーがいると。もう子どもたちが通っている間を徐行も

しないで走っている車がおるということで、大分この間からご指摘をいただきました。それで、以前どなたかが通学路の問題も出しておられましたが、標識とかは通学路で徐行とかいうのをやっぱり、出したからといってドライバー自身が考えんとかんことではありますが、ないよりも出していただきたいなど。それから、警察等も見回り等をしていただかんと、何人か捕まらんと、あそこで飛ばしたら捕まるばいというようなことにならんと、なかなか住民の方々も考えていただかないような状況ではいけないと思います。先ほど総務課長が一生懸命自主防災のことで自分たちでやらないかんというようなことで言っておられたとおりでございます。個々が考えれば事故はないわけでございますが、わざわざ子どもがいっぱい通っている中をスピードを出していくというのはいかがなもんかということ、やっぱりこちらでも未然に防ぐ必要もあるんじゃないかなろうかということで、教育委員会に対応をしていただきたいということで出しておりますので、その辺を。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件についてお答えをいたします。

ご質問がありました通学路につきましては、現在一の宮小学校の東側の補助整備の中だろうという具合に思いますが、子どもの安全対策という面におきましては、毎朝教頭先生のほうが坂梨方面からと分区、東方面からの合流する交差点のほうで子どもたちの安全確保のために登校指導を実施されておるような状況でございます。ただ、議員がおっしゃいましたように、車が運転する方のマナーということで、そういった方々への注意喚起としましては、議員も今おっしゃいましたように警察署への依頼をするとともに、通学路の時間帯に併せて定期的に巡回をお願いできればという具合に警察のほうには連絡をしたところでございます。警察のほうとしても、正式に時間帯とか、ルートをお示してくださいということでございましたので、今後、学校、小学校、中学校、それから議員さんあたり、地元の方との話し合いをする中で、路線を決めて警察のほうに正式に要望のほうは上げていきたいという具合に考えているところでございます。

それと、注意喚起の一つとして看板の話もございましたが、これにつきましても必要な部分、必要な箇所等においては、運転者への注意喚起という意味合いで、土地所有者との交渉もありますけれども、そういったところを対応していきたいという具合に考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 車を運転する人もですが、子どもたちもなかなか歩いてくるのに慣れない子どもたちもいますよね。たまには立ち止まって一言言います。まちっと寄れと。やっぱり3人ぐらい並んで、今の子どもたちはそれこそ車をあまり避けませんので、こっちのほう避けんとですね、なかなか注意をしてくれないという状況の中でございますので、しかしながらそういうことで事故が起こったら大変なことになりますので、農道のことをおっしゃいましたが、坂梨方面からの外灯、防犯灯が付いているあの位置も一緒、陣の町のあの道路も一緒ですよ。重点的にですよ、朝は本当にいっぱい来ますよ。とにかく事故が起らないように、部長がおっしゃったようにできることはやって、事故がないように、後

から教育長が断りを言わなくていいように、本当ですよ、何でも体でも一緒ですがやっぱり予防が大事でございますので、その辺はしっかりと聞いて、そして学校の先生方も朝早くから、今部長の話すように立っておられます。今までにないことですよ。先生方も大変ですよ。交代ではありますが、注意はされておりますので、より以上に先生方にもそういうところをご指導いただいて、事故のないような対応をしていただきたい。

教育長、一言。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 登下校の安全につきましては、事故がないように学校のほうにも注意をいたしているところでございます。スピードを出していく車が、軽が2台ほどおるといふ情報がありましたので、私も先日ですね、直接行って調べてみました。毎朝、村上教頭が坂梨から来る生徒を迎えておりましたが、私が聞く範囲では、そういう気になる自動車は特に感じないということでもございましたけれども、ひょっとしたら教頭がいないときにそういう車があるかもしれませんので、事故防止については、今後、今部長が言ったように、警察等と連絡を取りながら、そして子どもたちを見ていると、今言われたように2列、3列で重なって来る子もいましたので、私も注意しましたが、必ずやっぱり登下校の際は一列できちんと並んでいくように班長のほうを中心に登下校の安全については、また再度学校のほうに指導していきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） その辺はしっかりと指導をしていただきたいと思っております。

次の5番目、国道57号の代替道路ということで、これはミルクロードの件でございますが、何度も議会でもお話がっておりますが、非常に立野の現道の復旧の見込みがなかなか立たないという中で、議会でも要望に行きながら、市長をはじめ、この間8日の日ですか、各企業の方々も大変社員の通勤に支障をきたしておるといふことで行かれたということでございますが、この前、個人的な意見で全協のときにも言いましたが、2カ所ぐらいはライブカメラあたりを設置していただき、あの状況をということで、それも要望に上がっていたということもございますし、峠の一旦停止の部分ですね、あれを私個人で思いますのは、こっちから上って向こうにまっすぐ見えた大津から上ってきた道とまっすぐ繋いで、優先的に通られるようにすれば一旦停止をしなくていいんじゃないかなろうか。大観峰方面から来たやつを一旦停止するというでないと、なかなかあの渋滞の緩和はできないんじゃないかなろうかと思っております。何度も私も通りますが、この間、普通の日もですが土曜日の夕方、日曜日の夕方通っています。やっぱり赤水、こっちの今の市の川の駅ぐらいから渋滞をしておりました、2日も。ずっと通って行って、山のほうは少しずつは流れているわけですね、下から見ると。渋滞が、山の上に行って、一旦停止をして、あれから下に下ると全然ありません。あそこで全部車が減速するもんでよどんでしまうわけですよ。これは明らかに渋滞の状況だと思います。この間、テレビで言うておりましたが、高速道路の渋滞が起こると、何で起きるかという、一番前の車が少し減速するだけで何十kmと渋滞が起こると。全くその状況と同じじゃないかなろうかと思っております。あそこ一旦停止をするだけで、あの山はずっ

とつながると。そのために、大型あたりも少しずつ進みながら故障車あたりも出るんじゃないかなと思う。スムーズに上れるようにすれば、そのあたりの解消もできるんじゃないかなと思うので、この間副議長が行かれたということでございますので、一緒に行ってくださいということで要望はしてはりましたが、今後いろいろ考えておられるということでございますが、市長、現状で、この件についていろいろ問うてみますと測量あたりも、向こうの峠から下ですよ、測量あたりもやっておりますが、何かこうそういう、この間、県の予算で凍結防止のために約5,000万円近くの予算をつけたという話は出ておりましたが、離合場所とか、そういう道路をやるとか、そういった計画を何か聞いておられますか。全然何の計画もなしに今進んでいるわけですか。情報があつたら。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） この前、企業の代表と、それから議長が行けなかったものですから副議長さんに一緒に行ってくださいました。特に古木議員が言われた頂上のほうに上ったときの一つの道路については、副議長さんのほうから県の土木部長をはじめ、図面等、そういうものをつくっておられましたので、直接手渡しをされてこうこうこういうことで頼むということで渡しておりますので、そのことについては今検討をしていただけるものだと思っております。

ちなみに今、国土交通省、それから県、また道路は警察の関係がありますので、私ども5項目ほどお願いをいたしました。それについて、前向きに進んでおるという回答はいただきましたので、これはちなみにまちづくりの課長のほうからまとめておるとお思いますので、私が一つ一つ言って間違えといけないもんですから、それがお願いさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 通告いただいておりますので一応準備はしております。

ライブカメラの設置につきましては、国土交通省のほうでもう設置について関係機関と具体的な協議が重ねられているようでございます。もう調整中ということでございます。あと、それにつきましてはカーナビへの表示等につきましても、警察で車両感知装備の設置を検討中ということです。ちなみに、パソコン、スマホ、タブレット、グーグルマップというのが見られるんですけど、それにはもう現在既に渋滞情報はもう出ておりますので、そういう機器をお持ちの方はぜひ見ていてくださいということです。

あと、交差点につきましては、交差点形状の改善につきまして、県・国交省・県警の三者でもう現在具体的に協議検討を行っているということでございます。こういった形になるかというのは私どもも聞いておりませんが、一応現在そういう状況だそうでございます。

あと、大型車の問題とかで待避所をつくる駐車スペースの確保につきまして、これは国交省のほうで協議・調整を行っております、もう現在工事着手に向けた準備をしているということです。

あと、県でも先ほど言われました冬場につけた除雪費用の確保を行っております、今後の渋滞緩和に向けた様々な関係機関と協議検討を行っていくということで、今後もまた市と

しても積極的に要望を行っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） なかなか簡単には進まないことであるかと思いますが、昨日もありましたように、もう5カ月経っております。なかなか見えません。一番大事な道路でもありますし、これから先、もう冬場を迎えます。そうした場合、昨日もあったように阿蘇市が孤立をするような状況になる可能性もあります。どのような大雪が降るかもわかりません。この間、俵山バイパスの話もありましたが、あそこもなかなか橋が6つある中において、すぐにはできない、元の道を通って通るといようなことですので、あっちに迂回していくのもいかなもなかなかと思いますので、今のミルクロードが幸いにも崩落しなくて通れるということでも非常にありがたいとは思っておりますが、さしあたって通れる以上は、これをどうにかしてスムーズに、毎日通る人は本当にご苦労なことだろうと思います。副市長、本当大変でしょう。市長も当然わかっておりますよね。そういう中で、やっぱり昨日力強く市長も言っておられました、国・県・市、それぞれ警察もあるかと思いますが、市長、そういうところをしっかりと働きかけをいただいて、市民のために便利に、便利といいますか、なるべく早めにあそこが通れるように、国道57号原型復旧、またトンネル工事を含めて要望を、ほかのことをさておいてでもやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今おっしゃったように、崩落した57号線の早期復旧と片道でもいいから、早く通してほしい。もう一つは、今度の新しいルートについても、国土交通省のほうで、とにかく今一生懸命お願いをしておりますから、この二つをどちらでもいいから早く通していただくことによって、問題は相当解決をしてくるものだと思っております。ですから、上の新規ルートだけではなくて国道57号の旧ルートについても、今しっかりとお願いをしておる最中でありますので、これからもその声をしっかりと届けていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君、時間が過ぎております。最後にしてください。

○17 番（古木孝宏君） 阿蘇市がこれ以上衰退しないように、やっぱり希望が持てるような阿蘇市になっていかんといけないと思います。復旧・復興、そのためには市長にひとつしっかりと頑張っていただきたいということで、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君の一般質問が終わりました。

続きまして、10番議員、大倉幸也君の一般質問を許します。

大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） こんにちは。お疲れ様です。10番議員、大倉幸也でございます。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

ずっと皆さん、質問が続いておりますように、地震による被害、これは皆さんそうですけども、私がもう順番が遅くなりましたので、なかなか言うことが尽きてきておりますけれ

ども、阿蘇市の住宅の被害状況、全体の被害と全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、その件数をお教えていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

昨日まで、9月14日現在で罹災証明書の発行が、全壊が118、大規模半壊が90、半壊が612、一部損壊が1,356、合計で2,176件となっております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 相当な、2,176件、全部合わせて相当な数に上っておりますけれども、これはもう住宅だけですかね。その他、畜舎とか農業用水、いろいろ相当な数に上っておりますけれども、この、今言いました全壊とか、大規模半壊、半壊、そういう基準ですね、各市町村においての基準、国の基準で定められていると聞いておりますけれども、新聞等によりますと何か住宅被害調査の不公平とか、いろいろ今問題がっております。阿蘇市と熊本市と県と他の市町村と、いろいろ違いがありますか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えいたします。

今回の被害認定調査というものは、内閣府が定める災害に係る住家の被害認定基準運用指針というもので調査を行っております。これは、全国どこの被害認定調査は一緒でございます。今ご質問がありましたように、県下で先ほども議員のほうから質問があった部分でございますが、被災者生活支援システムというものを県下で統一している部分が15市町村ございます。熊本市と阿蘇市が違うところがあるのかというご質問でございますが、これにつきましても、この被災者生活支援システムに反映できるよう調査票をこのシステムで使いますものですから、その調査票を使っておりますが、熊本市とどこが違うかといいますと、この前の熊日新聞でもご覧になったかと思いますが、2次調査の調査票が違うということで聞いております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 2次調査というのは、1次調査で不満があられる方がもう一回、先ほどから言われているように呼んで、もう一回調査してもらう。その基準というのはどの辺、甘くなるとか、厳しくなるとか、そういうのじゃないわけですか。計算方式ですか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） 調査票がどのように違うかといいますと、明日、首長と担当課長の県によります調整会議がございます。私たちもその調査票を実際見ておりませんので詳しくはわかりませんが、調査票がスムーズに数ができるように、熊本市のほうではそれを簡略化しているものと思っております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 大体の数字が、これからえらい増えたり、減ったりはしないということですね。そういうことであれば、その大規模半壊じゃなくて一部損壊の方ですね、これが2,356件。その中に居住していない家は、それから全部、それ以外ということですね。

基準に当たらないということで、そういう家は何軒ぐらい把握しておられるんですか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） この今の質問でございますが、税務課のほうでは罹災証明につきましては住家の罹災証明ということで、居住していない部分につきましては被災証明ということで出しておりますので、その被災証明につきましては、納屋とか、住んでいない部分につきましては被災証明を出しております。

それから、事業所あたりの罹災証明は、まちづくり課でしておりますので、その住んでない家の把握というのは私どものところでは件数はちょっとわかりかねます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） じゃ、それは数字として全然、誰もいないから上がってこないというわけですか。私が聞いた話では、ちょっと相談があったんですけど、一応家族が仕事の関係でちょっとよそに行っておられると。年寄りが1人だけ、施設のほうに行っとる。たまたま家は何カ月か知らんけど済んでいない。そこが地震で損害を受けた、被災したということで、その被災証明とか罹災証明、そういうのは上がってきていないわけですか。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えします。

発災時にその家に住んでいたかどうかということで、今のところ、その相談といいますが、たまにはそういう質問はありましたけれども、その当時、入院をしとったとか、たまたま短期にですね、そういう部分はありましたですけれども、長期間いなかったという部分は、もう住家ではない、住んでなかったという、基本的にはそういう取り扱いでやっております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） わかりました。そういう理由で、何か自分の自費で修理されたということをお聞きしておりますので、それはもうどうしようもないということですかね。そんなふうになりますかね。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） 住家の被害認定調査ということで、罹災証明が発行できませんと次の仮設とか、応急修理とか、そういう部分の対象内に入ってこないの、住家であると、住んでいたということの証明がなければできないのかなと思います。住んでいたかどうかについては、これは判定的には福祉課のほうで被災者支援制度の部分で判定しておりますので、区長さんの証明とか、水道代、電気代の領収書等々確認をされてやっていると聞いております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） わかりました。そういうことで、一部損壊とか、そういう住宅のほかの大規模半壊、半壊、全壊とかはみんな見舞金とか支援があるわけですがけれども、昨日も竹原議員の質問にもありましたけれども、一部損壊住宅の1,356件ですかね、この方々は何も支援というものが無いわけですね。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○**税務課長（藤井栄治君）** 一部損壊につきましては、今のところ義援金、見舞金、今の制度の中では支援する部分というのは、お金としてはありません。

○**議長（藏原博敏君）** 大倉幸也君。

○**10番（大倉幸也君）** 昨日、住宅リフォーム制度の話が出ましたけれども、地震後に取り組みを始めたところとか、最初からリフォーム制度があるところとか、いろいろありますけれども、地震後にこういう制度が始まった自治体というのかわかりますか。氷川町とか、玉名市とか、何件か書いてありますけど。

○**議長（藏原博敏君）** 建設課長。

○**建設課長（阿部節生君）** ただ今のご質問でございますが、私どもが把握しているのは氷川町の件については把握いたしております。

○**議長（藏原博敏君）** 大倉幸也君。

○**10番（大倉幸也君）** このリフォーム制度は、地震の災害だけじゃなくて、バリアフリー化とかお年寄りの、それは福祉課のほうで予算があると思いますけれども、ちょっと住宅の修理とか、そういうので自治体リフォーム制度を取り扱っているとか、取り組んでいるところがあると思います。阿蘇市は、一応財政状況も昨日の話ではいろいろあろうかと思えますけれども、国・県じゃなくて市町村がみんな取り組んでいると思います。その辺を、竹原議員は、市長さんが言われましたように頼むところがありますけれども、私は市長さんにどげんかならんかということで、財政状況を見ながらお答えを。

○**議長（藏原博敏君）** 市長。

○**市長（佐藤義興君）** この問題は、先ほど古木議員にも同じように申し上げましたけれども、それぞれの議員さんがそれぞれの大きな課題を抱えておられることだと思っております。特に住宅のリフォームのことについては、被害が大きかったところ、被害がすごく小さかったところ、それぞれおありだと思うんです。特にさっきほど玉名というところが出ましたけれども、私どもと比べたらそれはそれは、そんなに被害はなかったんじゃないだろうか。その財政力の中で対応されたことだと思いますから、それがそこだからこもしなさいというわけにはいかん部分がたくさんあると思うんです。それは、農地もそうですし、道路もそうですし、草原もそうですし、山腹崩壊もありますし、それは比べものにならないと思っております。ですから、リフォームの中で一部損壊ということで千四、五百件あると思えますけれども、果たしてそれが本当に対象なのか、それ以上にまた増えてくる可能性も私はあると思っているんですね。どこでどのようにそういう制限を付けていっていいのか、これは大変また混乱をきたすことでもありますので、制度上そういうことになっているから、今回の場合はそのような制度を導入し、かつ財政力がやっぱり少しでも上がってくる、力を付けることによってそのような希望の対応もできることではあるかなとは思っておりますけれども。

○**議長（藏原博敏君）** 大倉幸也君。

○**10番（大倉幸也君）** 財政が一番ということで、財政が豊かになって、豊かな阿蘇市になればこういうのもちゃんと取り組んでいただけたらと思っております。

続きまして2番目の質問に移りたいと思います。北外輪山の被害状況ということで、山腹

崩壊、亀裂が無数に起こっております。昨日、いろいろ議員が皆さんおっしゃいましたけれども、西の方が目立って大きいわけですね。私たちの地元の山田のほうもですね、木落とし坂から小倉のほうにかけて亀裂とか、山腹崩壊とか、大分起こっております。その修復の方法をどのようにしてやるのか。山田採石場はとてもできないので、砂防とか、そういうのでやられると思いますけれども、亀裂についても、今、ブルーシートがかかったままです。傾斜計が付けてありますけれども、さしあたって危ないということはあまりないんですけども、あそこに将来ブルーシートが取れて、人が行ったりして、観光地ですので、そういうところの修復はどうなっているか。そういうところをお聞かせいただけますか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、お答えします。農政課管轄でご回答をさせていただきます。

山腹の崩壊、あるいは原野の亀裂、いろんなパターンがあると思いますが、治山関係については昨日申しましたとおり 76 カ所、約 120 億円の被害ということで、この部分については国・県が主に事業をやるということで予定をされております。本年度については 11 カ所既に計画をされております。基本的な考えとして、緊急治山で 1 年目はやると。その以降、29 年、30 年にかけては激特事業でやる。その後、単県治山の中でやっていくと、そういう計画の中であります。ちなみに、原野の部分については、これまで言ったと思いますが、災害復旧である程度の原野の国営で瘦地改良した部分については該当するということですので、その瘦地改良の部分の亀裂とか、土砂が入った分、崩壊した分、それからそれに付随する牧土については、通常の農地災害復旧で行うということで、それについては限られた部分でございます。実際の放牧地、それから採草地については、大規模な事業がないというのがもう現状でございます。そういったことで、今の状況では放牧地に亀裂が入ってということであれば、どうしても今の中では事業がないということしかございません。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 私たちの部落の上に亀裂が入るとるわけですね。そういう地元の住民に危険被害を及ぼすような状態になっているときの修復というのは、そういうのはないんですか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） ご質問にありました集落を守るという意味からしますと、それはどちらかというと砂防事業のほうになります。昨日の質問にもございましたが、現在災害関連緊急砂防事業ということで 12 カ所採択をされておりますが、残念ながら山田のほうは区域に入っておりません。県によりますと、今後、災害関連緊急砂防事業の採択ももちろんでございますが、他に激甚災害特別対策事業とか、5 年間の事業等もございまして、今後そういう部分で要望をやっていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 入っていないということですけども、今後 5 年間の間で要望すればできるわけですかね。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） あくまでも砂防事業といいますのは、溪流に対して設置するものでございまして、現在壊れているところが溪流に対して影響があるのか、ないのかということで、大体ある程度の採択、今回の採択はされたと聞いております。実際、先ほど言われました伸縮計でありますとか、ブルーシートあたりの対策につきましても、一応あれは発災時に県のほうが緊急を要するというので監視体制を付けておりまして、現在、今のところ異常が発生したという情報は入っておりませんが、そういう部分ではそういう観測情報も出ておりますので、そういうデータを基にある程度情報発信をしていくという対策はやっておりますが、その後の設置につきましては、状況を十分伝えておりますので、砂防事業でやる、あとは先ほど農政課長が言いました山腹あたりの部分については治山で修復するという形もありますので、そのあたりは県の土木部、農林部のほうで調整をしながら、抜けないようにやっていただくようにということで考えております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 山田の人たちも頭の上に亀裂が入って、側で見えますとちょっと自分の家が真下にあると、山田地区の何十軒でですね、ちょっと不安を覚えておりますので、なるべく早く取り組んでいただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 大倉議員が心配しているように、僕が一番心配しているのもその部分なんです。国道57号については、もう国土交通省が直轄でやっておりますので、また私たちが早くやってほしいということですけど、一方ではやはり山腹崩壊、こういうことを忘れられがちになる可能性というか、そういう雰囲気でもありました。山腹こそ下に住民の人が直接住んでおる事柄でもありますし、もうここを優先して県のほうでも、国のほうでもやっていくべき事項だと思っております。ちなみにこの前の九州北部災害のとき、土砂崩れの検討委員会がありまして、このくらいの小冊子にまとめ上げていただいております。危険箇所については、何としてでもちゃんと投入をしてやっていくようにというまとめもありますし、その中で必死にそういう項目も私、入れさせていただいて、それができあがっております。そういうものをたてにしながら、災関金の3年間のほうは別にしても5年間の災害の激特事業の中では、我々はそこにしっかりと努力して県で仕事をしてもらおうということが、これはまた一つの大きな課題だと思っておりますから、その方向で我々がちゃんと危険箇所をチェックして、そして関係各所をお願いしていくということをあきらめず私はやっていくべきだと考えておりますので、どうかよろしくをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 了解しました。ぜひ、安心・安全で住民が住めるように要望をよろしく願います。

続きまして、(3)です。登山道路の修復計画ということで、明日、私たちも見学に行きますけれども、9月16日開通ですかね。道路は片側交互通行で開通をするということですが、本復旧、水道も含めて、下の方の崩壊も含めて、本格的にちゃんと通れるように

なるのは大体目途はいつごろになりますか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦美保子君） 今の本工事、県道 111 号の本復旧についてお話しします。

一応、坊中のほうから登山道を上りますと、県が行う修復工事は大きく主に 4 カ所になっております。2 カ所につきましては、ちょうど坊中の野営場近く、あそこが 2 カ所増えておりますので、そこは現在も片側通行で明日も通行することになります。もう 1 カ所、その先の直線でも 1 カ所片側になります。それと、最後の 4 つ目というのがヘアピンの部分でございます。ここの新しく本復旧でできるコースといいますのは、今とコース的には変わりません。今の坊中のほうからきます一直線、ヘアピンまでの一直線ですね、あそこの内側、今の内側車線の部分が外側車線になるようなイメージでございます。あの部分が草千里側に 5m ほど移動するというようなコースになっております。ヘアピン部分はあまり破損をしておりませんので、あの部分の土地は使った道路になってきます。傾斜、勾配については、現在と同じ 8%が保てるということでございます。全部の距離にしまして 600m ぐらいの工事区間になります。今質問にありました工期についてですが、一応 5 月を目途にされております。急ぐということですが、来年の 5 月を目指しておられます。水道でございます。県が主体事業で行いますけれども、今の予定でございますと殿塚のほうの阿蘇市の上水道のほうからもっていく、ずっと牧道を通して山上までもっていく計画でございます、それは平成 29 年度中ということになりますので、30 年の 3 月が工期になっております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 1 年間ぐらい遅れるわけですかね。平成 28 年の 5 月と 3 年間か、丸 2 年ですね。丸 2 年の間は水道は、じゃ水はくみ上げですかね。今、2 カ所のちょっとした水源があると言われましたけれども、タンクローリーで運ぶわけですか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦美保子君） そうです。小さな水源が一つ、下赤水と古坊中とあります。その水を使って、どうしても足りないということであればタンク車のほうを、タンク輸送をもう準備しております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） それじゃ、その山上の業者さんですね、グループ事業でああいう施設の修理とか、浄化槽の修理とか、今から取り組まれて、それは何週間とか言われましたけれども、それできても、要するに水がないから全然タンクローリーで運ぶ水しか、さしよりは使えないわけですね。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦美保子君） もう普通に明日から通常のように使う水は使えます。普通通りに水道の水は使えます。配水池に全部入れるわけですので、皆さん、普段通りに水道が使えます。

それと、グループ補助金って、私が、すみません、昨日申しました 3 週間という工程につきましては浄化槽のみでございまして、それぞれまだ 11 月までかかるところ、12 月までか

かるところ、3月までかかるかるところとございますので、私が言いましたのは昨日は浄化槽のことを申しました、工期的にはですね。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 明日、見についていろいろ説明があると思いますので、よろしく、ちゃんとした説明、頼んでおきます。

続きまして、3番目の避難所についてということで、地震発生時に内牧の皆さんがぱっと外に出られて、そして治まって、家には帰られないということで、避難所を求めてひのくに会館をぱっと見て、ここは避難所にならないのかと言われたことがありますけれども、あれは経緯としてはそういう災害の避難所ということで取得したと思っております。その整備ができていないのはわかりますけれども、地震がちよっと治まったぐらいのときは、あそこは全然人が入れられないわけですかね。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ひのくに会館跡地を今回もありますけれども、今後、大きな災害のときの避難所として使用できないか、そういったご質問であります。

まず、ひのくに会館も取得した目的、あくまでも東日本大震災により被災した方々を救援・救護するための施設ということで取得をいたしております。公立学校共済組合との取り決めの中で、向こう5年間は目的外の使用はしません。平成23年の6月に取得をしております。平成28年で5年が経ちましたので、目的外の使用、今おっしゃったように阿蘇市の避難所として活用すること、使用すること、これは可能です。ただ、しかしながら閉鎖されてもう10年近く経っております。配水、給水、内壁、外壁、施設、相当な雨漏りです。平成24年の水害でも浸水をいたしております。これを使えるようにする、非常に多額の資金を必要とする。当然、一般財源になってきます。そういった関係で、現在のところは、今ある施設、阿蘇中学校も、武道場も含め体育館整備されております。阿蘇体育館、または改善センター、近くには近隣の施設がありますので、そっちを有効に使う、そういった方針でおります。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 5年間は縛りが入るとということで、厳しいですね。中に入れると思っていましたけれども、全然阿蘇市の災害のときには使ったらいいかないかと思ったんですけどね。これについては、またいろいろ5年経ってからいろいろ、今後どうするかということで検討がなされると思います。お願いしておきます。

続きまして、4番目のいこいの村の今後についてということで、はな阿蘇美といろいろ皆さんもう質問が相当あって尽きておりますので、一緒に質問をしたいと思っております。

オーベルジュ計画はどうなっているかということですが、もうやらないということでは弁護士を通じて納付金を減額ということでは言っているようでございます。これは当然そんなことは応じられないと思っておりますけれども、弁護士3人なら、こっちは4人ぐらい立てて阿蘇市の財産を守っていただきたいと思っておりますけれども、回答は。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございますけれども、いこいの村に關しましてはこれまでご説明いたしておりますとおり、9月5日付けをもちまして法人の代理人でございます弁護士の方から合意解約の申し出があつてゐる状況でございます、この合意解約の中身、いわばその契約を解除という申し出でございますので、当然ながらこれまで6次産業化の事業計画があつたわけでございますけれども、震災前の施設の営業再開への支障、それから震災後の部分で非常に交流人口が望めない部分で事業の採算性が見込めないという判断で今回の合意解約に至つたということで理解をいたしてございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 震災後は震災という理由はありますけれども、じゃ内牧の旅館の人たちはみんなグループ補助とか受けて一生懸命今復興に取り組んでおられる。何もしてないのに、今からすればいいんですけれども、何でこうなつたんですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。

いこいの村施設については市の施設でございますので、グループ補助金等の国・県の制度については活用はできません。今回、断念された部分の大きな理由として考えられますのが、やはりその構造図の欠落によります施設の増改築ができないという部分が非常に大きな部分。それから、先ほど申しましたように、震災後の同地域に交流人口と申しましょか、観光客、そういった方々が入つてこないというような実状の中で、今回の計画断念に至つたということで考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） その話はずっと昨日から聞いておりますけれども、納付金ですね、1,000万円、今年のを含めて2,000万円になるわけですね。今年は、もうないか、1,000万円ですかね。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 27年度の分については、納入ということでございます。当年、現年度につきましたが現在まで納付に至っていないような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） ということでですね、はな阿蘇美の納付金と含めて、本年度も含めて総額が2,200万円となりますけれども、この計算でよろしいでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 当該法人につきまして、いこいの村関連につきましては平成28年度分、現年度分でございますけれども、こちらのほうが年額1,000万円という部分でございますので、このまま合意解約に応じなければ、当然契約条項のほうそのまま引き継ぐわけでございますので、年度末で1,000万円の支払の効力が発生するというわけでございます。はな阿蘇美施設につきまして平成27年度分、過年度分が今までご説明しましたとおり未納でございますので、現年度分の600万円を含めまして1,200万円、合わせて2,200万円になろうかと思つております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） この 2,200 万円ですね、家賃とか、この前から話が出ておりますけれども、阿蘇市の家賃とか、皆さんが納める税金とかですね、差し押さえ、追徴課税とか、最後はちゃんと回収ができるようになっております。この 2,200 万円も阿蘇市の責任として回収しなきゃいかんと思っております。回収してください。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） まず、はな阿蘇美施設でございますけれども、これについては過年度分でございますので、まず納付の義務を果たしていただく、これがまず第一の同法人に対する納付の確認事項ということで、最終通告といたしまして催告状を出す準備を現在進めている、近日中に出す予定にいたしておりますので、こちらのほうをまず義務を果たしていただくという事務処理を引き続きやってまいりたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） その最終通告は、日付はどのようになっていますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） これまでも催告状を通しまして催告はしてまいったわけでございますけれども、今準備をしておりますので、約 1 カ月程度、30 日間程度の猶予を持ちまして納入期限といたすような催告状を現在準備いたしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） それでは、10 月にずれ込むわけですかね。10 月の何日か、あとで議員の皆さん全員に報告をお願いいたします。

取れないとき、責任において取ってください。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。最終通告については、準備ができ次第発送いたしますけれども、発送後に速やかに経済常任委員会を通しましてご報告をさせていただきたいと思っております。

それから、納入につきましての事務でございますけれども、当然ながら催告状の発送、それからその催告状に対する同法人の対応について見極めながら、顧問弁護士等を通じまして今後の法的関係の部分を示しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 2,200 万円と、多額な金額です。阿蘇市に損害を与えないようお願いいたします。

最後の質問です。阿蘇医療センターについてということです。地震の影響で患者様が増えてきているということで報告がありましたけれども、それは地震の影響ということで、今後、国道 57 号が災害から復興して、北側ルートと 2 本できるわけです。もう異様に熊本がまた近くなります。あと 5、6 年したらそういう状態になるわけですね。そこまでに今の医療センターの体制を、黒字になるとかいうのはそれは努力ですけれども、今よりも改善して、患者様が増えるような努力を、この 5、6 年間で真剣にやっていただきたいと思っております。事務

局長。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えします。

今、議員がおっしゃいましたように震災後の諸事情の中で、確かに患者様が増えているという状況はあると思います。今、病院といたしましては、こういう道路交通事情とか悪い中で、市民の皆様や阿蘇医療圏の皆様の付託に応えるというのが一番だということでありまして、さらに掲げております責任のある医療の提供を行い、きめ細やかな患者サービスをすることによりまして、言葉は不適切かもしれませんが、リピーターとなっていただけるように、地域住民の皆様には信頼される病院となることが一番大事であると考えております。今後もしっかりとした計画を立て、今議員がおっしゃいましたように公立病院としての責務を果たしつつ、積極的に経営改善に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） そういう気持ちで一生懸命頑張っていたきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君の一般質問が終了しました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。2 時 30 分より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午後 2 時 28 分 休憩

午後 2 時 40 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

12 番議員、田中弘子君の一般質問を許します。

田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 12 番、田中です。通告に従いまして順次質問いたします。

とりあえず今朝の新聞を見ましたところ、市長の 4 選出馬を拝読いたしました。昨年ちょうど 9 月 14 日に中岳が噴火しております。午前 9 時 42 分の出来事です。この噴火は大事には至りませんでしたけれども、因縁を感じいたしました。

ところで、さっき大倉議員が言いましたのでどうしようかなと迷いましたが、とりあえず全壊 18、大規模半壊 90、半壊 612、一部損壊が 1,356 ということで、すみませんが金額のほうをよろしく願います。例えば全壊が幾らとか、大規模半壊が幾らとか出ておりますかね。その金額を、支援金ですね、とりあえず。市からじゃありません。

○議長（藏原博敏君） 今の質問の項目には、総務課長と税務課長が答弁を求められております。どちらかがご答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 生活再建支援金ということで、全壊と判定された罹災証明が出た場合 100 万円、大規模半壊 50 万円であります。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 全壊が 100 万円と大規模半壊が 50 万円。半壊は。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 失礼しました。半壊の場合は、住家を取り壊せば 100 万円出るということであります。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） なぜ質問したかといいましたのは、毎月一回、母を医療センターに連れていっているんですけども、そのときにたまたまいろいろ検査することがありましたので暇でしたから掲示板に、はい、市長ですの問いかけが貼ってありましたのでちょっと読んでみました。そのときに、一部損壊には何の手当もありません。お金がない人は補修もできないし、一部損壊と半壊の狭間で揺れている人々が大勢いることに気がつきました。行政の打つ手はないですかという問いかけがありましたので、どうですかね。さっき大倉議員のところでありませんとびしゃっと言われましたけど、心なしかちょっと質問いいですか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 国の被災者生活再建支援制度の中では、これは国の制度でありますので厳しいようではありますが支援は全くないのが現状であります。

半壊に至らない部分をすべて一部損壊と言いますので、例えば瓦が 1 枚落ちてでも一部損壊、がたがたいろいろ落ちてでも半壊にならない、非常に幅が広い。実際、罹災証明で一部損壊が出ておりますけれども、これにお金が出る、リフォーム制度がある。そういった場合には、また 1,000 件、2000 件、必ず来るのは確実かなと、そういうふうと考えております。現行、半壊、取り壊しされた方、より被害が多い方以外は支援の制度はございませんので。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 今も余震が継続しておりますけど、とりあえず一部損壊で 2 次審査ですか、それを求めている方もいらっしゃると思うんですけど、そのような状況のときにどのような実態ならば、その半壊に移行するのか。それと、またちょっとこれは噂だからあまり公にはできないんですが、とりあえず地震前に家が傾いたのに地震に見せかけてという半壊、全壊とかがあるという話も、わかりませんが、実際私も見ておりませんが、そういう話もありますし、今後は今の事態を皆さん地域の方はご存知と思いますので、これから余震があると思いますので、そのときの半壊、全壊とか入ってくるかなと思いますし、その一部損壊でも今度は次には半壊とか移っていきますけど、じゃその後の対策としてはどうなんでしょう。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今の質問にお答えしたいと思います。

再調査ということで、2 次調査の依頼がありまして、発生から 5 カ月ぐらい経っておりますので、やっぱり傾きがある程度あって、いってみますと一部損壊であっても半壊になると

いう家もございます。それですので、昨日も言いましたですけど、私たちも税務課の職員、被災者に寄り添った対応せにゃいかんということで、何度も足を運んでおりますけれども、電話を一報していただいて、調査の依頼をしていただいて、不安があるところは調査をされたらどうかと思っております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 今度の地震は、私たちはいろんな地域の中で言っているのは、全壊、半壊の方には申し訳ないんですけど、益城を見ると住まれる家があればいいよねという感じの方がほとんどの8割です。でも、その中でやはりその2次審査をしていただいて、家の中が、柱が倒れているとか、そういう状況もありますので、市長さんは市民には優しい方だと思っておりますので、すべてとは言いませんけれども、やはり審査をされるときには本当に大変だと思いますけど、住民の本当に皆、心の中は、子どももそうですけど、大人でもどうしたらいいかなという、本当に毎日が不安な状況でおりますので、後ろの傍聴席におりますけど、皆さん、あんなに笑っておりますけど、本当はですね、頭の中も神経が参っているような状態ですね。今後、家の建て替えをする人もいらっしゃいますので、本当に大事な家を守るためには、いつも皆さん言われますよね、財産を守るということがありますので、2次審査を申し出があったときには、大変でお忙しいと思いますけれども、快く引き受けていただいて、審査をしていただきたいと思いますと思っております。これは、一応以上で終わります。

次に、2番目の仮設住宅の最終戸数ということですけども、まず仮設の設置場所と戸数をお願いしたいと思います。これは、最初は仮設が少ないような状態だったんですけど、どんどん増えていっておりますので、余震が入ってきてお陰で半壊とかそういうのが多くなったと思っておりますけど、まず場所が最初私は体育館の横と旧阿蘇北中学校跡でしたけど、すみませんが、今、最終的には旧阿蘇中央病院と思っておりますけど、戸数をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただいまの質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおり、発生直後でございますけど、そのときの仮設の入居要件というのが全壊、もしくは大規模半壊以上の方ということになっておりました。そのときは、一応24年災害で仮設として利用しておりました東池尻団地、それと体育館横の内牧団地、それと北中跡の三久保団地と、この三つで計画を進めておったんですけども、水害と違いまして地震災とやはり半壊でもどうしてもそのまま住むことが困難ということもありまして、5月の下旬に制度の拡大がございまして、半壊でもやむを得ず住居を取り壊す方も対象ということで制度が拡大されました。それと、また半壊以上で取り壊す場合の解体補助制度も、支援もございました関係で、仮設住宅の対象者がぐっと増えたということでございまして、それに対応するということで病院跡地の黒川団地、それとあびかにつくりました北塚団地、2団地を追加して建設していただいたということがございます。今戸数ということでございますので申し上げますと、内牧団地が19戸、三久保団地が26戸、東池尻団地が15戸、黒川団地が26戸、北塚団地が30戸、トータルしますと116戸ということで現在仮設住宅はそれで一応完了ということでございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） この仮設の中に、やっぱり住居数によりますけど、1人世帯とか、2人から3人とか、結構いらっしゃると思いますけど、区割りというのはあるんですか。その住居の中の区割りというのは。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 昨日も申したかと思うんですけど、一応タイプが3つございます。3K、それと2DK、それと1DKということで、この3種類を被災したときの世帯の人数に合わせて入居をしていただくというようなことで、それに合わせて建設して入居いただくということになっております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） それでは、入居されている方は、最近はその仮設に入られて、どのような、よかったか、悪かったかという、そういう評判的なことは声を聞かれていますか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 住環境課のほうで施設の管理ということで担当させていただいております。入居の際に一応生活再建までの2年間を限度として契約書を結んでいただいて入居いただいているという状況です。入居の際に、もう家の建て直しの計画をもう既に進めていらっしゃって、早い方は年度内、来年の春ぐらいには出られる方。それと、どうしても1年ではちょっと難しい方、いろいろいらっしゃるような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 課長、質問内容が違います。満足されているか、されていないかをお尋ねになっていきますので。

住環境課長

○住環境課長（古閑政則君） 住環境課のほうではアンケート調査等をやっておりませんが、その辺の実態は詳しくは把握しておりません。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 私の知り合いの中では、もう本当に全壊で大変な思いをされておりましたけど、最近仮設に入られて、本当に周りのいろんな騒音から守られて大変いいよと、一度はおいでって言われていますけどなかなかちょっと行けないんですけど、東北震災の中で普通につくられたあの仮設がいろんなトラブルがあって、それを見本につくられておりますけど、阿蘇市の仮設は大変褒められておりますね、市外のほうから。だから、今入れる方も、居心地的にはよくわかりませんが、本当に住みやすくなっているよという気持ちを来ましたので、よかったかなと思っているからちょっとお尋ねしているんですけど。皆さんが、住んでいる方が2年間では本当に気持ちよく安心して住めればいいかなと思っております。

とりあえず、これからは今後のことがありますので、時間がありましたら聞き取り調査をしていただいて、やっぱり障害の方もいらっしゃると思いますので、その辺を踏み込んで回られたらいかかなと思います。このことは、いいです。課長のほうが何かありましたら。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 施設の管理ということでちょっと説明不足がございました。

と言いますのも、今、議員がおっしゃったように東北での震災の経験を生かしながら、阿蘇市のほうでの仮設住宅は冬の寒さ等もございますので木造で建設されております。それと、家の中に入りますとすべてバリアフリーというか、段差がないような造りになっております。それと、出入口、玄関の外側と内側、それとトイレ、それと風呂場については、手すり等が設置されているような状況です。ただ、中にはどうしても手すり等が不足する方もいらっしゃいますので、その方たちに対しましては一応入居された後にそういった支援の手すり等が必要ですかという調査をいたしまして、必要な方に対しましては県のほうに申しまして対応していただいている状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 私は、市長を褒めるわけじゃないですけど、本当に何かこういうことは職員さんもお存知だと思いますし、厳しく言われると思いますね、こういうことを。本当に人に優しくというのが市長の頭ではないかなと思いますので、あんまり褒めたくはないですけど、一応ここを出しました。このことは、これで閉めさせていただきます。課長、よろしくそのことはお願いしておきます。

3番目になりますけど、地震による関連死についてですけど、避難所に足を運んだときに、ある部屋で職員さんが非難を浴びていました。もちろん相手方は他の地からその日に来られたばかりの人たちでしたけど、その中に老いた夫婦がおられ、女性の人はいすに腰掛けてるのが楽ですと言われるのに詰め寄って言われました。そのときは、お医者さんも看護師さんも常駐しておりましたけど、安全確保はされていたのに考えさせられました。結果は、本人さんはイスのほうがいいそうですよという看護師さんから言われて、ほっとしました。と同時に、今どうされているのかなと思うことがたびたびあります。阿蘇市はそのときどうだったのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今のご質問ですけど、ちょっと具体的に、申し訳ありません。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 気持ちが急ぎすぎました。そういう状況がありましたということ、阿蘇市のほうでその地震に対する関連死があったのか、なかったのかということです。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 災害関連死の認定につきましては、阿蘇市のほうで独自に阿蘇市災害弔慰金支給審査会、これを設置いたしまして、その中でドクター、または弁護士さん、総合的に判断した結果、そこで認定する、却下する、そういったことになってきております。今回の予算の中で報酬あたりを承認いただきましたので、もう順次動いて、早めに対応したいと考えます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 何名いらっしゃったんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 認定された方はこれからですので、何名ですかと聞かれると 0 名ですと答えさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） これからも、今日本全国災害が起きておりますけれども、もし今後余震も続いておりますけど、発生した場合に未然に防ぐための対策とかはお考えですか。これは本人の問題、家族の問題、いろいろありますけど。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 関連死防止の対策といたしましては、今回、大規模災害ということで避難生活も長くなりました。その中で、本市がどのように取り組んだということでご説明申し上げたいと思います。

まず、本市には保健師、栄養士等がおります。そちらと連携しまして、またいろんな機関から今回保健医療チームが市内のほうにぞくぞく入っていただきました。DMAT、災害派遣医療チーム、DPAT、災害派遣精神医療チーム、あと災害支援のナースの方々、地域リハビリテーションチームの方々、それらの方々と連携しながら各避難所を毎日巡回しました。そこで被災者の健康管理に努めたところでございます。

今回の災害では、一時 7,600 人を超える避難者の方がありました。それ以外にも車中泊の方も多くみられる中、やはりエコノミークラス症候群、こちら非常に心配されました。それと、水道復旧などが遅れたことがありまして、集団生活の中では衛生面の不安というものがありましたので、ノロウィルス等の感染症対策には特に注意をしたところでございます。結果的には避難所からの緊急搬送等も 12 人ということで比較的少なくありました。その中でも重傷者とか、大規模な感染症の拡大というか、そういったものもありませんでした。支援いただいた関係機関のご尽力によるものとありがたく思っているところでございます。

あと、車中泊の方については、なかなか避難者の把握が難しい状況がございましたが、特に車中泊の方についてはエコノミークラス症候群の心配がありましたので、できるだけ車が駐車されているようなところを、保健師チームで巡回を行いました。健康重体の確認、あとは血栓を予防する弾性ストッキング、伸び縮みする、などの使用を指導して予防に努めたところでございます。

あと、食事の面につきまして栄養面、非常に避難が長期化になりましたので栄養面が非常に偏るということで、そちらのほうも非常に心配されました。女性の会さんとか、食会の方々に避難所での食事の配給等についてはお手伝いいただきながら、物資等の缶詰とか、あとは地域でいただいた野菜等を上手に組み合わせ、調理して提供ということもございました。

以上のような取り組みを基本的に毎日続けておったところでございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） ボランティアさんで女性部とかいろいろ町の行政のほうの係もみんな、私もそれに 1 日参加しておりますけど、やはり人というのは最初はどんなおにぎりでもありがたいなということがあったんですけど、やはり日が経つともう捨てるとか、そういう廃棄も結構見られましたし、やはり一番感じたことは、職員さんが一番 1 時間も座らせら

れていろいろ説教されていたことが目に見えてありましたので、本当に私も腹が立ったんですけど、もう帰んなって、私が立ち会うと言ったんですけど、そういうこともあって、職員さんも大変な中にあれされたと思いますけど、やはり一番感じたことは、若いお母さんたちとか若い世代がそこに存在しているのに、わざわざお年寄りの方がご飯を取りに来られるのをちょっと手伝ってやればいいのになというのをとても感じました。やはり教育が少ないかなと思いますけど、そういう中で高齢者を支えていくというのが今の若い人はできてないなということをつくづく感じましたので、阿蘇市は本当に今課長が言われますようにいろんなことで、いろんなことが少なかった、もうほとんどゼロに近いということでとてもうれしく思います。今後もいろんなことが起こると思いますけど、大変だと思いますけど、皆さんで助け合って頑張っていたきたいと思います。一応、これでこの質問を終わります。

4 番目の地震後の子どもたちの精神状態と、それに対するケアを必要としたのかということで、必要とした場合の市の対応策はということなんですけど、教育課のほうで何かありましたらお願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいなと思います。

熊本地震による児童生徒の心のケアということで、地震直後よりその必要性を十分理解して、早い段階から関係機関と連絡を取りながらケアに取り組んできております。まず、今回の地震が真夜中に起きて、毎日安心して眠れない日々が続いて、子どもさんの中にも非常にこうした精神的なダメージを受けていると。そういうことから、専門家による児童生徒の心のケアが必要であると判断し、県教育事務所を通しまして、すべての小中学校にスクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカーの派遣をお願いして、相談活動を行ってきております。学校での取り組みを少しご報告させていただきますと、震災直後から児童生徒のまず各学校では安否確認を行ってしております。4月16日に発生しましたが、安否確認が終わりまして学校を再開しましたが、波野小・中学校につきましては4月27日から、そのほかの学校につきましては5月9日から学校を再開しましたが、その間に担任や学年部教師が中心となって家庭訪問を複数回行いまして、児童生徒と直接会話をしながら、保護者から家庭での様子を聞くなどして、それぞれ心のケアの必要性を判断しております。学校再開後に心のケアに関するアンケートというのを2回実施しております。これは、すべての児童生徒を対象としまして、その結果も含めましてまたケアを必要とする子どもにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭、担任が中心となって心のケアを行ってきているところであります。

1回目のアンケートを5月9日から19日までに行いました。小学校では、やはり33名、中学校では32名、合計65名の方がスクールカウンセラーによるカウンセリング、あるいはスクールソーシャルワーカーによる相談活動が必要だということで判断されております。

2回目が6月27日から7月5日にアンケートを行ってしております。この段階で、小学校では7名、中学校では15名ということで、22名がまだやはり必要だと。1回目のアンケートから比べますと3分の1には減少しておりますけれども、やはりまだダメージを受けている

ということで、今後も継続した取り組みを続けていきたいと思っております。

2 学期も始まりましたが、まだ心のケアを必要とする児童生徒がいらっしゃるということで、今後も教育委員会、各学校と連携しながら、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等の派遣を今後も行いながら、子どもたちの心に寄り添いながらケアを行っていききたいということで予定をしております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） ありがとうございます。最近は少し落ち着いてきておりますけど、発生時は本当に近所の子どもたちが震えていたんですね。その地震の後には寒さが来ましたので、家の中に入れませんのでみんな散らばっていますので、車の中にみんな避難したんですけど、本当にあのつらさというのは子どもにとっては残酷だったと思います。大人さえ震えましたから、そういうのがありましたので心のケアをしていただいてありがたいと思います。

また、半数も減っておりますので、残りの子どもたちをしっかりと見守っていただきたいと思っております。

やっぱり運動会もいろんなことが取りやめになっておりますけど、昨日運動会はありましたけれども、子どもたちは練習期間も短かったんでしょうけど、楽しく、お天気もよかったですので本当によかったと思えました。みんなそれぞれですね。その中で、本当に大きな地震が起こらないようにと思っておりますけど、これから先、いつ何時起こるかわかりませんので、子どもは宝ですから、よろしくお願ひしたいと思っております。

ありがとうございました。

市長、すみませんでした、要らない口をたたきました。私は最後じゃありません、井手さんがございますので、一応これで終わります。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君の一般質問が終わりました。

本日最後になります、19 番議員、井手明廣君の一般質問を許します。

井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 9 月定例会、一般質問最後となりました。今回の質問においては、地震等々が大変多く、それぞれ皆様方がされました。私たちもそんな中で地震関連を 2 点ほどしたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

まず、1 点目におきましては、通告いたしましたとおり、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業というようなことで、この補助金の流れについてお尋ねをいたします。

(1) 受付から今までの経過ということでございますが、地震直後、それぞれ方針は出ておりませんでしたけれども、時間が経つにつれて激特という災害ということで、農業用施設機械等々において国から経営体支援事業の補助金が出るということで、これも 9 割補助と、国が 5 割、県・市がそれぞれ 2 割、2 割で 9 割補助ということで自己負担が 1 割ということになっておりますが、非常に当初から農業者は 9 割も出るから、これはどげんかせにやいかん、被害にあったので崩して 9 割負担で 1 割自己負担で建てようということで当初勘違いをされて農業者が機械に、または農機具倉庫に、牛舎ですかね、そういう転々をされました。

そのときの執行部の説明ですね、適当であったか。非常に農家も勘違いをされて前向きに進んでやられたと。後からいろいろ、2、3 日前の全協の中でも書類をいただきまして、はっきりした方針が出ました。そういうことで、当初の説明が十分であったか、お尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） お答えします。

まず、この農業用倉庫、施設の補助というのは、私たちの農政課内では平成 24 年災害のときにありました、7 割補助ということで。そういう経験があったものですから、当初やはり納屋が崩れてどうかならんかという相談があっておりました。当初から県とか国に聞きながら、またこういう事業が出てくるのかというのを聞きながら情報を収集したところがございますが、そのときにはまだ考えてないということでございました。一方では崩したり、どうにかせにや危ないとか、そういうことがありましたものですから、農政課としては、事前にこういう事業があるかもしませんが、必ず事業に乗るように写真を撮っていただき、そういうことを申し上げて、事業の説明会があるまではそういう対応をしました。ただ、そういう中で補助金がありますからとか、崩してもいいですよとか、そういうお答えは全くしておりません。そういうことでございます。

それから、実際に事業が出てきたのが、担当者説明会が 5 月 24 日にありました。それを受けて、即農業者向けの説明会を 6 月 6 日、7 日ということで説明をしましてやりましたが、市議が言われますとおり、当初の国の考えが今回の場合には 9 割補助ということと、耐用年数も設定がしてない、非常に私も困惑をしました。農家の救済ということで、農政課としては 9 割補助、それから私たちの市の 2 割補助も交付税で 7 割から 8 割来るということであれば持ち出しも少なく、農家がこれによって営農を続けられると、離農されないということであれば非常にいいということでしたけれども、いざ受け付けをしますと、やはり 9 割補助というのは農家の節目として、これ幸いやろうということで過大な見積もりを持ってこられる方もおります。そういう方が非常に目立つものですから、いろんな、議員さん方も地域で心配をされたかと思えますけれども、そういった状況ですので農政課としてはやはり国・県にこういうあまりにも緩い事業なものですから、ある程度の基準を設けていただきたい。やっぱり国とか県がある程度の方向性を見出してもらわないと市町村は事務もできないということでずっとやってきました。昨日、全協の中でも説明しましたように、ある程度の基準も示していただきましたし、市としてもある程度基準をしながら、やはり今回の場合は農家以外の方が、先ほどもありましたように住宅が被災して何もないという中で、農家だけが 9 割もという、そういう不満がありましたものですから、やっぱり適正な処理をしていきたいということです。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 今、課長が言われましたように、当初は非常に困惑をしながら農家に説明をしていかれたと思っておりますが、農家のほうは別でございまして、はっきりいってもう崩せば金が来ると、簡単な気持ちをもっておったと私は認識をいたしております。

そういうところもかなり見受けられまして、当然壊されてはすぐやはり機械等々を出さにかんもんですから、また車がちょっとしゃがれたとか、下屋が出てしゃがれたとか、びっちゃげたとかというようなことで、すぐ崩さんとかんという方もおられましたけれども、その後においてはそういう形の中でやはり簡単に出るものと思って崩したということでした。

農機具倉庫、牛舎等々ですね、全壊、半壊、一部損壊がどれだけあったか。これをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 全協の中でお配りをしました資料にあると思いますが、今から再建が妥当なのか、修繕でお願いしたいということを決めるものですから、あくまでも申請の今段階で、はっきりは決まっておられません。今、要望の中では再建が倉庫であれば 68 県、それから修繕でお願いしたいというのが 69 件、約半分半分でございます。市に要請があって確認に行っている部分については、税務課の規定に基づいて全壊、半壊、大規模半壊で数字をしています。これは全壊が多分 20 件程度で、大規模半壊が 5 件、それから半壊が 18 件ということで、これはもう崩したとか、写真で判断する分は入っていませんので、これから判断したいということでございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） わかりました。一応、そういう方で戸数が決定いたしておりますが、崩された、結局解体にかかった平米の幾らで助成がありますか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 今回の補助は、再建修繕に対する補助と、撤去まで見るということで、撤去につきましては農政事業で事業を行う場合には平米 4,500 円で行います。先ほどの 9 割補助というのは再建・修繕でありまして、撤去については 100%ということで、国が 50、県と市は 25、撤去はすべて見るということになります。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 4,500 円、平米の。そういうことで、それぞれ解体をされたり、一部壊されたりした人がかなりおられるということでございますが、住宅と若干価格が違うわけですね。約半分。それはそれとしても、住宅とこういう農機具倉庫は建物そのものが違いますから、当然そうだろうと思っております。

再建される人、あるいは修繕で終わる人、それぞれおられると思いますけれども、私も話を聞いてみますと、やはり昔からのおやじが建てた牛舎なり倉庫であるから、やはり修繕で私はやりたいというようなことで言われた方もおります。それと、再建ですね、やりたいという方もおられます。そういう中で、修繕の場合と再建の場合、再建は 9 割、修繕も 9 割だろうと思いますが、再建はもう当然 9 割で補助が出る、修繕も 9 割ですか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） そもそも倉庫の場合は、あくまでも修繕が基本でございます。修繕よりも、もう立て直したほうが金額も安いということであれば再建でもいいということ

で、その辺を見積もりを両方いただいて決定するというところでございます。

それと、その部分、すべて見られるというような考えがあるかもしれませんが、あくまでも営農生産販売に必要な部分でございますので、ご存知のとおりトラック等の汎用性のあるものを入れた部分とか、保有米の部分、そんなものは無理ということでございますので、再建すれば当然そういう部分が、今まであった分を建てれば、その分は対象外ですので、一般の自己負担が多くなるということが基本でございます。

それと、修繕であれば規制がないんですけど、再建になれば、その施設の耐用年数、要は15年とか20年の部分、営農を続けないということが基本でございますので、それを途中で止められたら補助金返還の対象となるということで、その辺は十分農家に伝えております。

先ほど市議が言われましたように、誤解を招いているということについては、受け付け後に素早く市のほうで各農家に通知を出しました。そこで、皆さん方、勝手に判断をして撤去したり、そういうことをされないように、そういうほかの出荷に必要な部分でない部分は対象になりませんか、十分注意喚起をしてこれまできたところでございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） わかりました。解体費用とか、修繕とか、やはりここに4,500円の解体でございますけれども、聞くところによると非常に業者が高く見積もるという話を聞きますが、その辺が私は非常に納得できないような気がします。といいますのも、せっかく解体費用が4,500円平米出の中で、私は相当追加をしたと、業者に払うのに追加をいたしましたというような話も聞きます。この修繕も同じだと思います。非常に業者が高く見積もって、せっかく解体費用とか修繕費用が出の中であって、非常に業者が高く見積もるので、これは9割補助であれしてもかなり最終的にはもう7割ぐらいしかならんと、解体費用がいるものですから。そういう話も聞きました。それはそれとして、先ほど課長が言いましたように条件ですね、やはり農業を続けるというようなことになれば、結局年齢的な問題も出てきませんかと思えます。当然、これは後継者がおれば別ですが。今、非常に農業後継者が少なくなっておりますし、その辺を徹底周知していかないと、耐用年数といいますと家でも最低15年、20年あると思えます。農機具も同じと思えます。その辺を徹底的にやっぱり農家に周知していかないと、途中で止めたり、途中で離農されたりすれば、補助金の返納となると、これは補助金の簡単には返納はやっぱり農家は厳しいと思うとですよ。昨日、一昨日全協でありました、こういう施設を建てても、これは一部のイメージだろうと思えますけれども、大きな農家は、これはそこから大きく建てんとですね、やはり乾燥機も入れなん、2階もずっと高うげないかんですよ。だから、また大きくなると思えます。それと、以前は課長の話では、やっぱり今現況建った大きさの建物というようなことも以前は聞きました。しかしその後、こういう話になりましたけどもですね、やはりそこら辺は農家も、あれじゃせんめいばい。結局これはトラックは入れられないといいますけれども、やっぱりトラックは農作業の一部です。農業に使う品物の一部ですよ、これは。トラックは、ならどこに置けますか。その辺ですね。やはりびしゃっとした説明をして、その年齢的、また農業経営の少ない人が大きな品物を建てて、それはここに書いてありますが、建てて、後から補助金返納

とかなった場合が非常に困りやせんかなと思いますが、その辺の徹底的な周知と、もし途中で、これは年齢がありませんので、75歳の方が建てた場合、途中で亡くなられたりした場合はどのようになりますか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それぞれ奥が深くて、非常に判断が難しい部分があると思います。そもそものこの事業自体が、やはりあまりにも緩いということで、私たち事務的に非常に困っておるところでございます。農家についても、専業農家とかある範囲をしていただければよかったですけど、農業の収入があればいいということで、申告してあればいいということであれば、少しの田んぼでも農業しとればいいということにもなっていますし、先ほども言いましたように耐用年数も古くても使っておればいいということですので、それを市として、じゃそれを規制を掛けて耐用年数を決めたり、専業農家だけにしますとかいうことは、また非常に農家の心情からいって、市がそういうことを決めることもなかなか難しいということで、やっぱり国の範囲内で妥当性を持った判断をしていきたいということで、見積もりも過大見積もりがあるということも現実あります。そういった部分については、私も専門じゃありませんので、そういった業務委託でしましたように、上限をいただきながら、やっぱりあと現場での区長さんとか、消防団の方々の証明もいただきながら決めていきたい。

それから、トラックの補助については、もうトラックはやっぱり汎用性が高いものということで国はもう見えていますので、トラックの補助、農業の補助金とか全くないと思います。そういう位置づけですので、トラックの置き場というのは、もちろん一緒に建てることはできますけど、補助対象外として自己負担の中で、工事は認めますよということになります。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） はい、わかりました。

それから、もう大体いろいろわかっておりますけれども、非常にこういう話が来てから、農家は忙しいというか、刈り取りの時期になってまいりました。そういうことで、事前にもう何軒か建てられておると、事前着工されておるという話も聞きます。それは当然のことだろうと思います。そうしないと稲刈りもできないということで、事前着工をされておりますけれども、その辺にはいろいろ条件があると思いますけれども、何戸ぐらい事前着工されたか。それと、事前着工する場合にどういう条件があったのか、お尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 事前着工については、当然当初から認めておられますが、その後、受け付けをした後に、もう早くしたいのでどうなったのかというご質問もいっぱいあって、やはりこういう制度上、なかなか今はもやもやとした形で判断ができませんので、一方では農家は早くしないと乾燥機とか特に早く入れないといけないということで事前着工の申し出の受け付けをやって、実施はしましたけど、ちょっと件数は把握しておりません。ただ、事前着工はあくまでも私たちが認める前の段階ですので、申請をしていただいて、それについては自己責任の中で事前着工してくださいと。その後いろいろ言っても異議申し立てをしないという文面もいただきながらやったところがございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 事前着工されたということに対しては、もう異議はございませんけれども、やはりこういう文面の中でやられたと思いますが、これは 2、3 日前、全協で出ました問題であります、それを納得されて、もう建てて完全にできあがった人もおられる。今、おられておる人もいるということでございます。

そういうことで、今後、それぞれこの問題に対してはまだ出てくる可能性もあるかなという気もしますが、その辺はいかがでしょうか。この予算も 12 億円という、また追加されて、今議会で 12 億 5,000 円という合計になりましたが、今後追加がまた出てくる可能性はありますか、ありませんか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 現在申しますと、これは受け付けが一応今月末が締めということで、長いスタンスの中でやっております。やっぱり農家の方々、ほかの案件で忙しい中で、書類が揃わないとか、ご存知のとおり見積業者もいないということで、長くスタンスを持っています。この今回の 15 億円の事業費ベースは、第 1 募集の確定をした、受け付けが既にある分について申し出をして、新聞等でありますように阿蘇市が一番多いということで 15 億円ということでございますが、その後も頻繁に受け付けに来られる方もおられます。今、全体的な集計は途中でございますが、約 20 億円を超えるかなと思っております。ただ先ほど言いましたように 15 億円の今の予算は、あくまでも要望ですので、先ほどのいろんな基準を設けて事業費抑制に努めてまいりたいと思っておりますので、トータル的にそういう数字になるかもしれませんし、今後、事業費抑制というよりも制度に乗ったやり方でやっていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 私も農家の一員であります、手厚く、本当に国・県・市からしていただくことに対して、大変感謝をしております。農業が一番でございますので、阿蘇市にとってはですね、ぜひひとつ農家からよかったと言われるような補助事業でありますので、やっていただきたいと思っております。

それと同時に、やはり後から問題がないようにしっかり指導をしていただきたいと思っております。

次に、2 点目に入ります。地震による被災した水田、畑の復興・復旧についてということで、その進め方ということでございます。これは、非常に旧阿蘇町のほうが多いということで、断層が通ったところは 1m 以上も下がっておるということでございます。もう簡単にこれは質問しますけれども、本年度に対してはそれぞれここに条件が、要件が出ております。ぴしゃっとして 3 要件揃えばお金は出しますよということでございます。その要件といたしまして、もうこれは課長は知っておられると思っておりますけれども、地盤沈下の被害を受けた方々に対して転作を含めた作物の作付けが困難であった場合と、また 2 点目には農業振興再生協議会の作付けの申請をしておったと。それと届けですね。それと地震発生前から耕起や種子、準備等の植え付け準備をしていた方には、結局 W C S 主食用米が、主食用米は当然共

済に語った人です。これが3万1,080円、10a当たり。それとWCS飼料米、大豆、これはWCS主食用米が主ですね。あとは飼料米、大豆、一般作物は、ソバは植えられますので、水が来んでも段差が下がっていても、そこだけは植えられないと思いますけれども、あとは植えられます。結局、主食用米、WCS飼料米に対しては、今までどおり5万5,000円、8万円、それから先ほど言いました主食要件には3万1,080円出ますよということでございます。課長、それはわかりますか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） これについては、作物の支援ということで、結局ちょうど震災を受けたときにもう準備をしておったと、要は苗を頼んでおった、肥料も頼んだ、もう肥料を振っている部分もありました。そういったことを考慮して、国のほうがWCSについてはやはりもう準備をしとって、そして現場がこういうふうになったもんで植えられなかった場合は交付金は上げますと。通常は、植えて、収穫しないといけません、もうそういったことですね。それから、共済につきましても、やはりそういう準備をして種まきをしとってということであれば、実際に植えられないという事実があれば半分の補助ですね、3万幾らが来るということで聞いております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） そのとおりですね。ぴしゃっと今回は本当に県のご指導をいただきまして、やっぱり農家は本当に被害に遭ってもぴしゃっとした要件が揃えばお金が出るということで、本年度は安心をされております。しかしながら、来期ですね、来期が一番問題です。来期は、もう収入がなくなるわけですね。その辺で、この被害に遭った、沈下したり陥没したりした田んぼを、これ国・県の事業でやっていただかなければならないと思っておりますけれども、どれだけの面積がありますか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 激しいところですね、断層があって激しいところについては、今地元との協議をしながら、県営のエリアを今決めております。一回、今日の晩と明日の晩はまた14戸と17戸の会議を夜行いますけれども、そこでやはり県が今予定しているエリアの中にすべてがかたっていただくような協力を今日と明日の晩やるということでございますので、そういったエリアが大体60ha強だと思います。これが条件がありますので、県営で事業を行う条件として、まず1団地20ha以上でなければ県は受けない。それから、創造的復興、中身が創造的復興でないと県としては受けられないと。やっぱり基本は市町村と土地改良が復旧せにゃいかんですけど、そういった状況の中で、今、できる限り協力をしていただきたいということでございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 先ほどから言っておりますように、当然これは国・県、当然市もその中にかたって、一刻も早くこの農地を元通り復旧・復興していただかなければ、29年度は農家にとって非常に困るわけですね。というのも、収入がなくなる、あのまましておけばですね。当然、圃場整備、先ほど言われましたように、20ha以上が対象となるというこ

とでございますけれども、全体的に 60ha あるということは、この対象になるということであるかと思えます。

そういうことで、今、稲が両ぐりに立ったり、他の大豆が植わったり、ソバが植わったりしておりますので、今いまどうのこうのはできないと思っておりますけれども、その収穫後にいち早くひとつ国・県、今当然言われておると思えます。私たちが県会議員の先生、あるいは国からの先生方も来ていただいて、当然市長さんもその現場に行っていました。経済課も一緒に行っていましたけれども、あの沈下した断層で崩れたところをいち早く私はしていただかなくては、来年の作付けに間に合わないと思っておりますが、そこら辺が間に合うか、間に合わないか。間に合わないと思えますけれども、それに対して農家に何か援助ができますか。その辺です。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 基本、災害普及は来年の作付けに間に合うようにやるのが基本でございます。平成 24 年の水害のときにも、それで頑張ってきました、どうにか W C S までに間に合うようにしました。今回も同じようなことですが、先ほどの沈下をした部分については、当然無理でございます。最低でも 2 年はかかるという予定にしております。あくまでも、やっぱりその間の作物の保障というのは全くありません。今回は準備をしたとかいうので国に認めてもらいましたが、来年以降の 2 年間、あるいは 3 年間は認められないということで、阿蘇市としても国に要望しながら、事業の中で補償金も見てもらいたいと頑張っておりますが、現在はそういうことで、工事関係で作物を植えて、一部植えて、その後刈り取った後に工事をするとか、そういう工夫をしながら、その期間内の交付金をいただくようなことができれば、少しでも収入になるということで、今はそういう工夫をしています。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 非常に本年度はそれぞれ農家にとって今年は主食用米、それぞれ植えたところは非常に豊作という、普通作で 8 俵、9 俵あるとお話を聞いておりますが、全然植えてないところは非常にうらやましいだろうと思っておりますが、来年が一番問題であります。なるべく農家が生活できるように、ひとつ援助をしていただきたい、国・県に働きかけていただきたいと思っております。

そういうことで、2 点目は終わりたいと思えます。課長、どうもありがとうございました。

では、その後、3 番目についてお尋ねいたします。この問題については、5 名、6 名の方が一般質問されてまいりました。私も 3 月一般質問を、このいこいの村に対しての一般質問をいたしました。今後どうなるのかと、一番心配をいたしております。いろいろな意見が出ました。金額の問題、今後の問題、どうしていこいの村を再建できるのかという問題、そういう問題がたくさん出ました。私は、そういうことでですね、ちょっと変えた目線でいきたいと思えますが、このいこいの村は非常に素晴らしいところに、自然環境の一番よいところにあるわけでございます。旧阿蘇時代から、あそこで非常にいろいろと活動をされてまいりました。しかしながら、ああいう姿になったということは、非常に残念でたまりません。以前は、いこいの村ということで、あそこでほとんどいろいろやってまいりました。宴会、い

ろいろ会議、相当やってまいりましたけれども、今、そのいこいの村に対して現在の状況を少しお聞きしたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 現在の状況ということで、まず外の様子から申しますと、発災直後から自衛隊の基地ということになっておりましたので、あそこはずっと自衛隊の基地となっておりまして、今、地面のほうがでこぼこしているような状況でございまして、それと施設そのものの利用はあっておりません。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 人が行ったり来たりしない、人が住んでいないと、本当に普通の一般家庭の住宅でも同じですが、もう住めないような状況になるわけでございます。賃借をされておりますアグリスクエアとの契約ですね、その辺が今ネックになっております。2、3日前の新聞でも、プログレアの解散というようなことで報告をされております。いこいの村については、市のほうから契約解除というような話もされております。そうなれば、今後、私はもう以前のことは聞きません、今後市としてどのような方向性を持っていくのか。そこをお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 実際、現地を見てみますと、震災後、各地の入り込みは最低では3割、通常地元住民の方が行かれるところでも8割程度の入り込みになっております。今回のいこいの村のプログレアのやられる分については、今後4年ほどの入り込みが見込めないということで撤退されまして、この私どもとしては新しいところが来られるのは非常にありがたいと思っておりますが、現状では応募される場所はないんじゃないかと、現況を見てですね。最近でも国道57号のコンビニが取り壊されております。要するに入り込み客が見込めないということで国道57号の開通まではですね。そういう形で応募する会社はとりあえずいらっしやらないんじゃないかなと思っております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） 当然そうだろうと思えますし、あそこは再建しても莫大な金がいるということで、アグリスクエアのほうも撤退をされたと思っております。今後、市の持ち物になると思えますけれども、あのまま放たっておけば、当然これは立ち腐れで倒れてしまう。何にかならんかと、私はいつも思っております。いよいよならば、地震で倒壊した東海大学の誘致でもですね、必要ではないかという気がしますけれども、当然交通便が悪うございますのでなかなか難しい点もあります。そういうところの考えも一人で考えたところでございますけれども、なかなかそのままではいけないと。そのままではいけないと私は思っております。1,000万円の賃借契約をいたしておりますけれども、先ほどからお話が出ておりますように、減額という形をアグリスクエアのほうから言われておるということでございますが、幾らぐらいの減額を要望されておりますか。これは当然弁護士を通じてだろうと思えますが。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○**経済部長（吉良玲二君）** 現在のところ、350万円ということで弁護士のほうからのあれは来とったと思います。これにつきましては、こちらのほうも法的に弁護士を通じて回答してまいりたいと思います。

それと、管理運営委員会を持っておりますので、そこあたりにも諮って進めてまいりたいと思います。

○**議長（藏原博敏君）** 井手明廣君。

○**19番（井手明廣君）** いろいろ聞いても、本当に先々どうなるか、市のほうもわからないということだろうと思います。何とか続けてもらいたいというのが一番のネックであります、気持ちであります、当然もう施設の費用もかなりかかるということで、アグリスクエアのほうも撤退されるという気持ちを私は感じております。そうしたときには、市の持ち物になりますけれども、やはり市として今後は、今のところは何をするかわからないという回答でございますが、やはり何かひとつ市としてよい知恵をもって、あそこを再建していただきたい。しかしながら、もうどうしてもできないならば、売却、譲渡するという方法も私は必要ではないかと思っております。そういうことは私は思いますが、いかがでしょうか。

○**議長（藏原博敏君）** 経済部長。

○**経済部長（吉良玲二君）** 先ほど大学のお話も出ましたが、ああいう公的及び準公的な機関が来るのが一番望ましいと思っております。

ただ、今後につきましては、先ほど申しましたとおり、非常に震災前はREVIC等の再生機構とかも頻繁にあそこだけじゃなくていろんなところにお声を掛けていただきましたが、それから震災以降、全然今そういうお話がないような状況でございます。できましたら敷地も広うございますので、公的な機関、国道57号の開通とともに、またお声は上がってくると思いますし、阿蘇そのものが国道57号の開通とともに復活と申しますか、前進してまいらないと、すべてが駄目になるような状況でもございますので、引き続きいこいの村の点と、ほかの遊休施設も含めてですね、来られる企業・団体等がございましたら積極的に誘致してまいりたいと思っております。

○**議長（藏原博敏君）** 井手明廣君。

○**19番（井手明廣君）** わかりました。ぜひひとつですね、いこいの村ばかりでなくて、それぞれの市が持っている指定管理者に出しておりますけれども、しっかりとした経営をなされていかれるようにご指導していただきたい。私は3月も言いましたように、やはり阿蘇一の宮がつくってございました阿蘇山ロープウェイのような二の舞にならないように、ひとつぜひ前向きに再建をしていただきたい。これは何年かかるかわからないと思いますが、ぜひお願いをして、一般質問を終わりたいと思います。

どうも、ありがとうございました。

○**議長（藏原博敏君）** 井手明廣君の一般質問が終わりました。

以上で、今定例会の一般質問を終了します。

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藏原博敏君） 日程第 2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から、会議規則第 111 条の規定によりまして、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りをいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。今期定例会付議されました事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第 7 条の規定によりまして、本日をもって閉会をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、平成 28 年第 3 回阿蘇市議会定例会は本日をもって閉会することに決しました。

着座のままでご挨拶を申し上げます。第 3 回阿蘇市議会定例会の閉会にあたりご挨拶申し上げます。

今期定例会は、9 月 1 日開会以来、本日まで 15 日間にわたり提案されました本年度補正予算をはじめ、諸議案について終始極めて熱心にご審議をいただき、本日ここに全議案を議了いたしまして、無事閉会の運びになりましたことは、各位とともに誠に同慶に堪えません。執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行にあたりまして、各常任委員長報告をはじめ、今会期中の各議員の意見を十分尊重していただき、市政各般における向上を期し、さらに一層の熱意と努力を払われますよう希望するものであります。

終わりにになりましたが、終始議会運営にご協力をいただいた議員各位に対し、心よりお礼を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。どうも長時間お疲れでございました。ありがとうございました。

午後 4 時 52 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

平成 28 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員